



恵庭市自転車活用推進計画（案）

（自転車ネットワーク計画）

Bicycle promotion utilization plan

2022 年●月



目次

第1章 基本方針 **1**

- 1-1 計画の策定趣旨
- 1-2 計画対象区域の設定
- 1-3 計画の位置づけ
- 1-4 計画の期間
- 1-5 計画策定の検討体制

第2章 現状及び課題、計画の目標 **5**

- 2-1 現状分析及び課題整理
- 2-2 計画目標の設定

第3章 施策体系と施策展開 **13**

- 3-1 施策体系
- 3-2 施策展開

第4章 計画の推進にむけて **33**

- 4-1 計画の推進に向けた基本的な考え方
- 4-2 計画の推進体制
- 4-3 法令等の動向に合わせた計画の見直し

参考資料 **35**

- ・ 検討体制
- ・ 検討経緯
- ・ 別紙1 【概要版】第2次恵庭市駐車場・駐輪場基本計画
- ・ 別紙2 【抜粋編】第2期恵庭市総合戦略ガーデンシティプラン
- ・ 別紙3 【抜粋編】都市計画マスタープラン原案（骨子）について
- ・ 別紙4 自転車交通実態調査
- ・ 別紙5 自転車シミュレーターを利用した交通安全講習
- ・ 別紙6 札幌恵庭自転車道ルート検討について

第1章 基本方針

1-1 計画の策定趣旨

わが国では、これまで、「自転車道の整備等に関する法律」（昭和45年法律第16号）や「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（昭和55年法律第87号）に基づき、大規模自転車道の整備、交通事故対策、放置自転車対策等が推進されてきました。

このような中、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りながら、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする「自転車活用推進法」（平成28年法律第113号）が平成29年5月に施行されました。その後、同法第9条に基づき、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画である「自転車活用推進計画」（以下、「国の推進計画」という。）が、平成30年6月に閣議決定されました。

また、同法第10条及び第11条において、都道府県及び市町村は、国の推進計画を勘案し、地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（都道府県又は市町村自転車活用推進計画）を定めるよう努めなければならない旨が記されているところです。

こうした中、北海道では、自転車の活用及び安全な利用に関する施策を総合的に推進するため、平成30年4月1日に「北海道自転車条例」*2（以下「条例」といいます。）を施行し、国の推進計画策定を契機として、自転車の走行環境を整えるまちづくり、スポーツと健康の増進における自転車の活用、サイクルツーリズムの推進及び自転車の交通安全等について、総合的に推進し、豊かで活力ある地域づくりに向けて取り組む「北海道自転車活用推進計画」を平成31年4月1日に策定しており、本市においても、北海道自転車活用推進計画を基本として、「恵庭市自転車活用推進計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

1-2 計画対象区域の設定

本計画の対象地域は、恵庭市全域とします。



図 1-1 計画対象区域

1-3 計画の位置づけ

本計画は、「北海道自転車活用推進計画」を基本として、自転車の活用を市全体で総合的かつ計画的に推進するための計画を策定するものです。

なお、自転車の特性に応じて、「まちづくり・環境」、「スポーツ・健康」、「観光」、「安全・安心」の4つの分野について、計画を策定します。

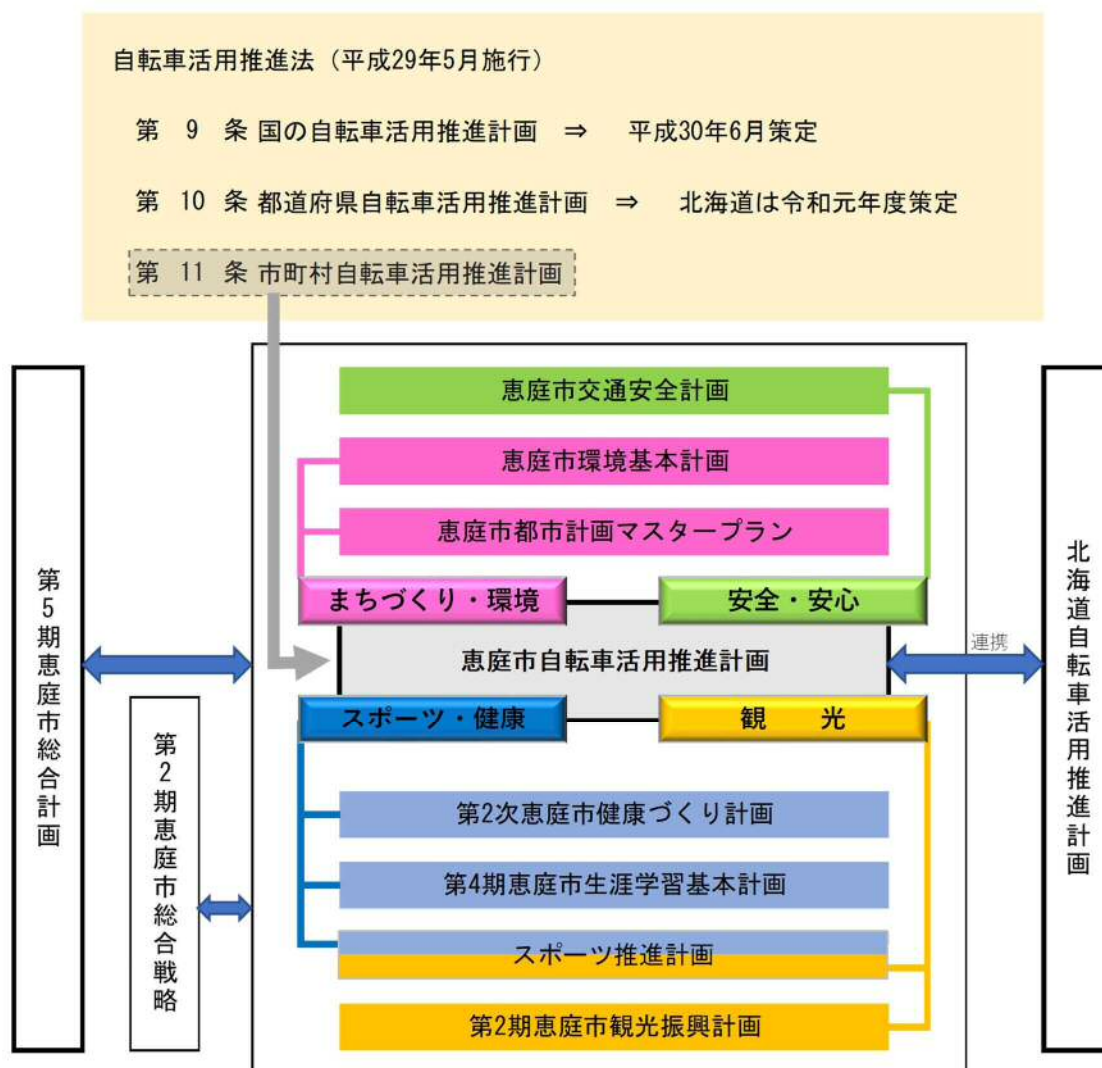


図 1-2 本計画の位置づけ

1-4 計画の期間

本計画は、計画期間を10年間とし、計画目標年次を令和12年度とします。なお、上位関連計画の見直しや社会経済情勢の変化等により、修正する必要がある場合は適宜見直します。

1-5 計画策定の検討体制

市、関連する国・道・市の道路管理者及び河川管理者、市が必要と認めた方々（学識経験を有する者、警察、関連団体、市民）で構成された「恵庭市自転車活用推進協議会」（以下、「協議会」という。）を設置し、恵庭市の自転車交通を取り巻く現状を共有した上で検討いたします。

※「恵庭市自転車活用推進協議会」構成メンバーは巻末に掲載

第2章 現状の課題、計画の目標

2-1 現状分析及び課題整理

(1) 現状分析

1) 自転車保有台数

国内の自転車保有台数は増加を続けており、特にスポーツ車が増加傾向にあります。

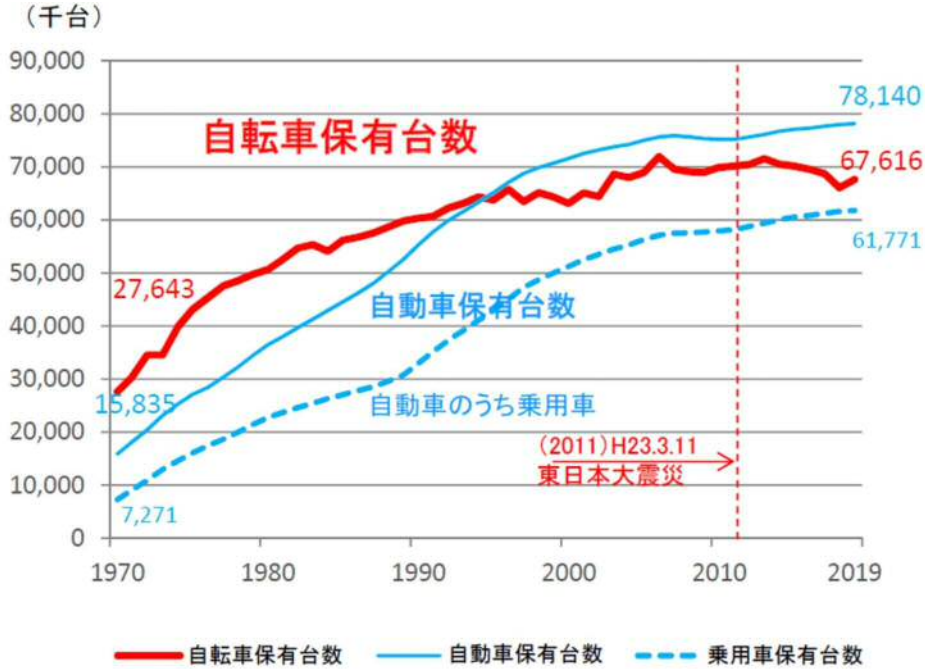


図 2-1 自転車・自動車・乗用車保有台数

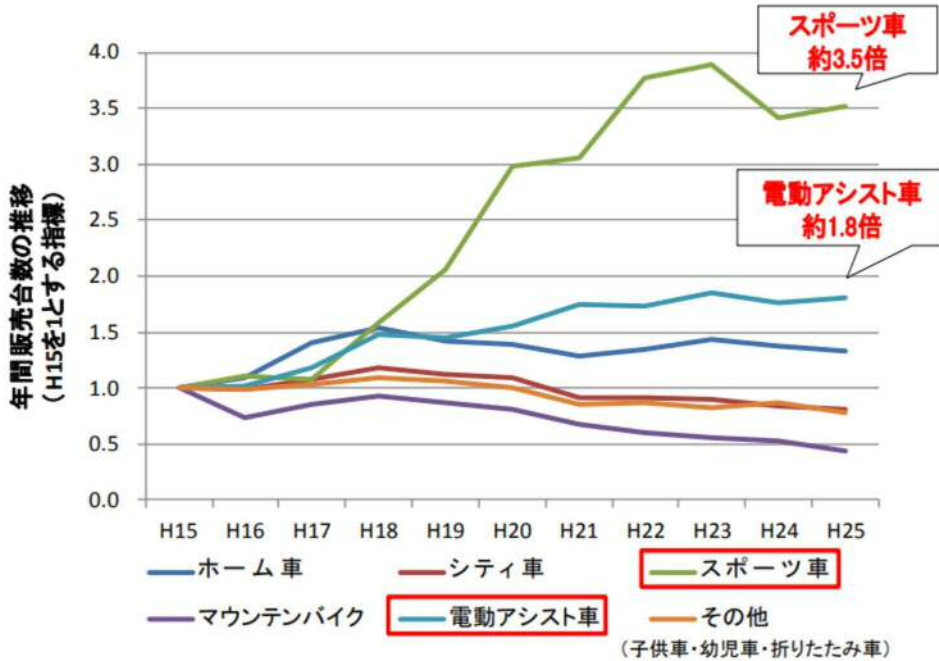


図 2-2 年間販売台数の推移

〈資料〉(社)自転車協会、(財)自転車産業振興協会、(財)自動車検査登録情報協会

2) サイクリングイベントの実施状況

各年代でサイクリング実施率の割合が増加し、イベント参加者数も実施率の割合の増加に伴って、増加傾向にあります。

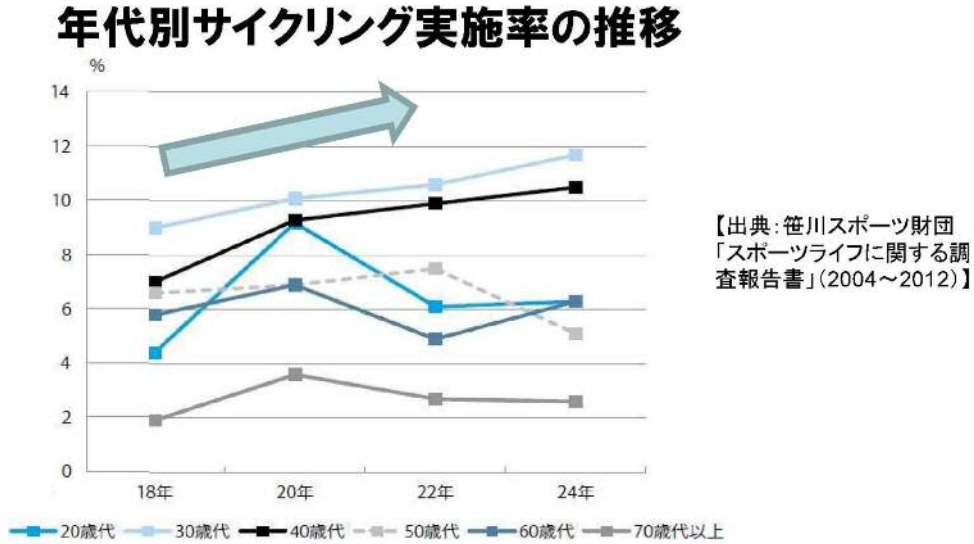


図 2-3 年代別サイクリング実施率の推移

3) 自転車利用目的

自転車の利用目的別トリップ数は、近隣の市町村と比べ、私用による利用がやや多くなっています。また、続いて通学・帰宅が多く、市内の中学校、高校、各種専門学校、大学等での通学で利用されています。

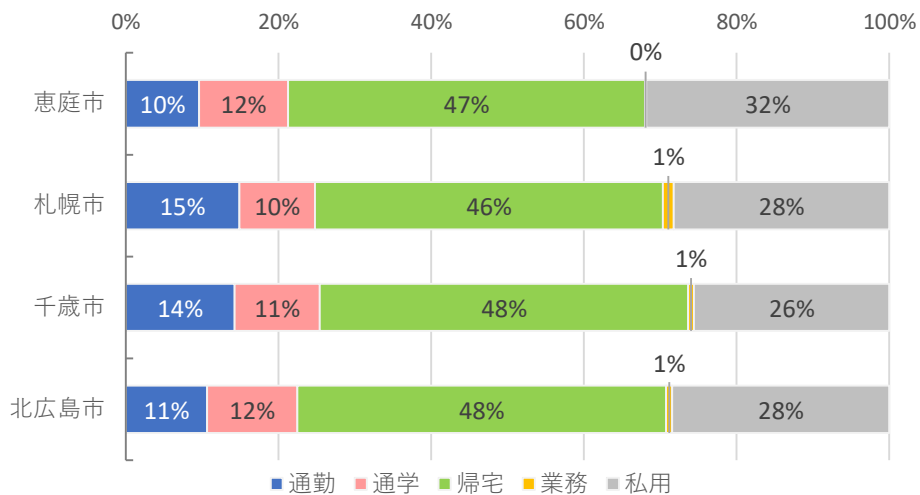


図 2-4 自転車利用目的

〈資料〉 H18道央都市圏PT調査

4) 交通分担

通勤通学時の自転車利用率については、8.9%と近隣自治体と比べると高くなっており（札幌市と同程度）、その中でも市内に通勤通学する人の15%が自転車を利用している。

通勤通学の交通手段（H22国勢調査）

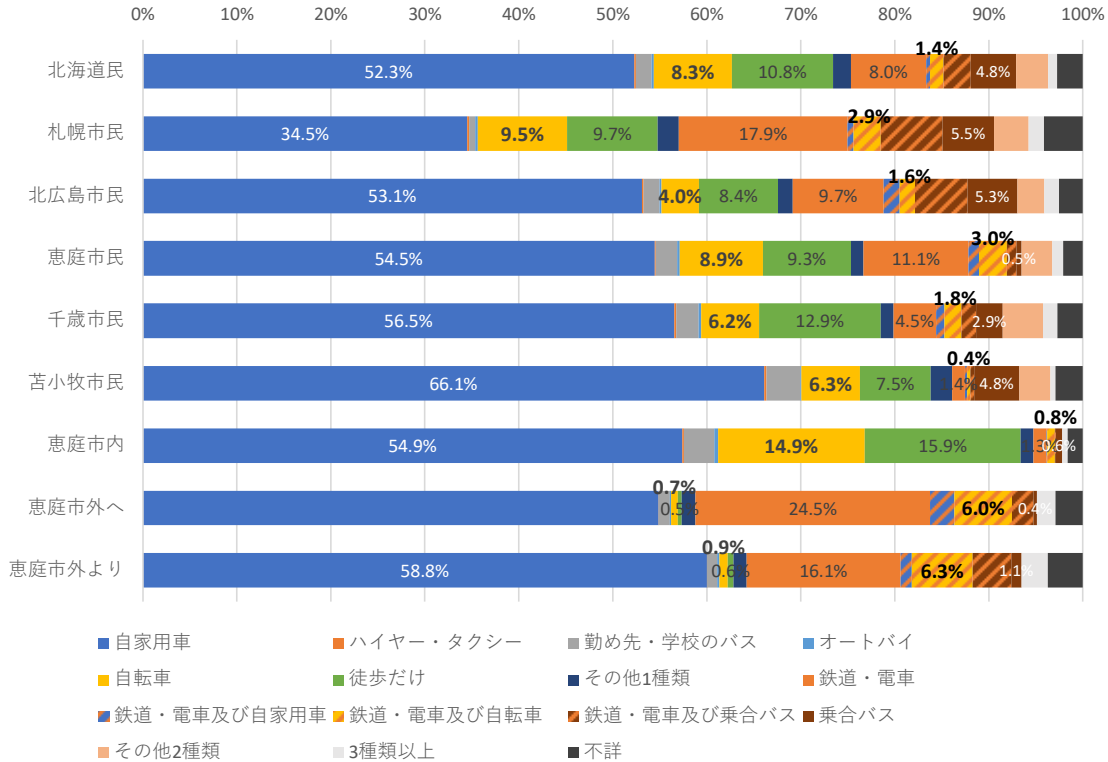


図 2-5 通勤通学の交通手段（H22 国勢調査）

〈資料〉 H22国勢調査

5) 自転車関連事故

恵庭市の事故総数は120件、自転車関連の事故は、市街地で多く発生しており、自転車対車両は11件になっています。

表 2-1 恵庭市自転車関連の事故

年次	総数	人対車両	自転車 対車両	車両相互				単独車両
				正面衝突	追突	出会い頭	その他	
H27	99	4	13	3	33	26	19	1
H28	105	9	17	4	39	23	11	2
H29	101	13	10	1	34	21	20	2
H30	81	6	8	-	29	24	14	-
R1	120	14	11(8)	-	49	27	17	1
R2			11(10)					

〈資料〉 恵庭市統計書（令和2年度版）千歳警察署資料

※（）内は令和元年度、令和2年度 市街化区域内の消防出動状況

6) 恵庭市の観光入込状況

近年観光入込客数は横ばいで、約139万人（道外客約22万人、道内客約116万人）※1となっており内日帰り客は約138万人、宿泊客は約0.4万人となっています。また、訪日外国人観光宿泊客は約67千人※2です。

表 2-2 観光入込客数の推移（※1）恵庭市統計書（令和2年度版）

年度 (平成)	合計				宿泊客延数	前年度比	
	道外客	道内客	日帰り客	宿泊客			
26	1,333	217	1,115	1,326	7	11	102
27	1,355	227	1,128	1,349	6	10	102
28	1,268	206	1,061	1,262	5	9	94
29	1,351	213	1,138	1,347	4	7	106
30	1,357	213	1,144	1,348	4	62	100
令和元年	1,391	226	1,165	1,387	4	7	103

〈資料〉北海道観光入込客数調査

(単位：千人、%)

表 2-3 訪日外国人観光宿泊数の推移（※2）恵庭市統計書（令和2年度版）

年度(平成)	宿泊客	前年度比	宿泊客延数	前年度比
26	85	121	179	69
27	170	200	935	522
28	199	117	279	30
29	58	30	127	45
30	103	178	157	124
令和元年	67	65	117	75

〈資料〉経済部花と緑・観光課

(単位：千人、%)

7) 恵庭市のサイクリングイベントの状況

恵庭市内では平成23年度から毎年自転車イベントが実施されています。

『えにわ自転車散歩』

- ・札幌恵庭自転車道の周知及び整備促進を図る。
- ・「えにわ」の魅力を五感で体感して、風やにおい、風景や営みを感じ、まだ知らない「えにわ」を再発見するもの。

表 2-4 恵庭市のサイクリングイベントの状況 (H23~27)

実施年	ビギナー	ノーマル	ラージ	参加者計	フォーラム	備考
H23	15km 47人	25km 0人		47名	64名	
H24夏		35km 34人	65km 34人	68名	不明	
H24秋		55km 47人	100km 64人	111人	24名	
H25夏	23km 24人	44km 63人	75km 85人	172人	-	
H25秋		54km 110人	90km 77人	187人	-	
H26	23km 9人	55km 83人	90km 80人	172人	-	市内31名 市外141名
H27		56km 78人	85km 103人	181人	-	市内41名 市外140名



図 2-6 恵庭の風景「恵庭岳と自転車」



図 2-7 えにわ自転車散歩 スタート風景

〔サイクルフェスタ・恵庭〕

- ・幅広い自転車利用者を中心とし、マチの魅力や機能の活用・再発見、さらには健康指向など幅広いニーズや趣向を兼ね備えた自転車イベント
- ・「サイクルフェスタ・恵庭」を通し、生活演出の道具としての自転車利用促進と「歩いて暮らせるまちづくり～CO2削減」を目指し、地域の活性化を図る。

表 2-5 恵庭市のサイクリングイベントの状況(H28～R3)

実施年	ママチャリ	街ぶら	ロング	参加者計	フォーラム	備考
H28		35km 44人	70km 99人	143人	-	市内25名 市外118名
H29	22km 23人	35km 56人	70km 117人	196人	-	市内34名 市外162名
H30	22km 33人	35km 62人	70km 126人	221人	-	市内41名 市外180名
H31/R1	22km 30人	35km 114人	73km 123人	256人	-	市内45名 市外211名
R2						コロナにより 中止
R3	スマートフォンを利用した期間イベントに変更し試行的に実施 参加者178名中、完走者103名(従前のロングの距離と同程度)					申込者 市内55名 市外134名



図 2-8 サイクルフェスタ・恵庭 2019 写真

(2) 課題の整理

現状及び近年の社会情勢から以下の課題を想定した。

- ①自転車が一定数、通学・通期に利用されており、利用環境の向上や更なる利用促進が必要
- ②少子高齢化社会を迎え健康促進が必要
- ③市内外からの利用に対応する自転車通行環境の充実が必要
- ④「自転車対車両事故」は減少傾向にあるが、コロナ禍及び健康志向から自転車利用者が増加傾向にあり、自転車の安全利用やマナーに関する様々な啓発活動が必要
- ⑤参加者が増加傾向にあるサイクリングイベントなどを活かした市の観光入込の更なる拡大

2-2 計画目標の設定

計画目標の設定および施策について、前項の課題を踏まえた上で、国の自転車活用推進計画を参考に以下の通りに設定しました。

表 2-6 計画目標の設定および施策

目標	施策
1 自転車交通の役割拡大による 良好な都市環境の形成	1. 自転車通行空間の計画的な整備推進 2. シェアサイクルの導入検討 3. 地域のニーズに応じた駐輪場の整備推進 4. まちづくりと連携した総合的な取組の実施
2 サイクルスポーツの振興等による 活力ある健康長寿社会の実現	1. 自転車を活用した健康づくりの推進 2. 自転車通勤等の促進
3 サイクルツーリズムの推進による 観光立国の実現	1. 世界に誇るサイクリング環境の創出
4 自転車事故のない 安全で安心な社会の実現	1. 自転車の点検整備の促進 2. 自転車の安全利用の促進 3. 学校における交通安全教育の推進



第3章 施策体系と施策展開

3-1 施策体系

本計画における施策体系を表3-1 に示します。

恵庭市の現状・課題を考慮して、自転車活用推進計画の施策から恵庭市の現状をとらえ以下のとおり設定しました。

表 3-1 施策の体系

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成		
	施策1 自転車通行空間の計画的な整備推進	
	①自転車ネットワーク計画の策定	
	②自転車通行空間の整備	
	③自転車マップの作成	
	④自転車利用促進に関する広報啓発	
	施策2 シェアサイクルの普及促進	
	①シェアサイクルの普及促進	
	施策3 地域ニーズに応じた駐輪場の整備推進	
	①ニーズに対応した駐輪場の整備	
	施策4 まちづくりと連携した総合的な取組の実施	
	①まちづくりと連携した自転車施策の推進	
	目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現	
		施策1 自転車を活用した健康づくりの推進
①健康増進と連携した観光事業の促進		
施策2 自転車通勤等の推進		
①自転車通勤の広報啓発		
目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現		
	施策1 世界に誇るサイクリング環境の創出	
	①官民連携による先進的なサイクリング環境の整備	
	②広域的なサイクリングロードの整備	
	③サイクリスト受入れサービスの充実の要請	
目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現		
	施策1 自転車の点検整備の促進	
	①より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発	
	施策2 自転車の安全利用の促進	
	①自転車安全利用五原則の活用等による通行ルールの周知	
	②交通安全意識の向上を図る広報活動	
	③ヘルメット着用の広報啓発	
	④地域交通安全活動推進委員会等による指導啓発活動の推進	
	施策3 学校における交通安全教育の推進	
	①交通安全教室の開催	
	②通学路周辺の安全点検の実施	



3-2 施策展開

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

施策1 自転車通行空間の計画的な整備推進

歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を促進する。

①自転車ネットワーク計画の策定

〔現状と課題〕

- ・市内外を広域的に結ぶ、自転車ネットワークが形成されていない。

〔取組〕

- ・自転車ネットワーク形成のため、市内外を結ぶ自転車ネットワーク計画を作成する。
- ・自転車ネットワーク計画は、以下の主な取り組みで進める。
 - ◎市内外を広域的に結ぶネットワーク
 - ・札幌恵庭自転車道計画及び石狩川流域圏ルート
 - ◎市内におけるネットワーク
 - ・利便性向上と利用促進のため自転車マップを作成し、市内における自転車ネットワークを構成する。
 - ・自転車マップには、地域情報等自転車利用に必要な機能施設を記載する。
 - ・また、これら施設をつなぐ幅員の広い幹線道路を記載し、ネットワーク形成の一つとする。

〔スケジュール〕

- ・札幌恵庭自転車道は令和2年度より「道道島松千歳線・漁川築堤」から「道と川の駅花ロードえにわ」区間の工事に着手、順次、整備を進める。また、一部区間については、見直しを検討し、現計画ルートを含めて今後具体的なルートを選定します。図1参照
- ・石狩川流域圏ルート（サイクリングマップ）を、作成中である。
- ・市内の自転車ネットワークを構成する自転車マップの作成は、令和3年度より着手する。



札幌恵庭自転車道



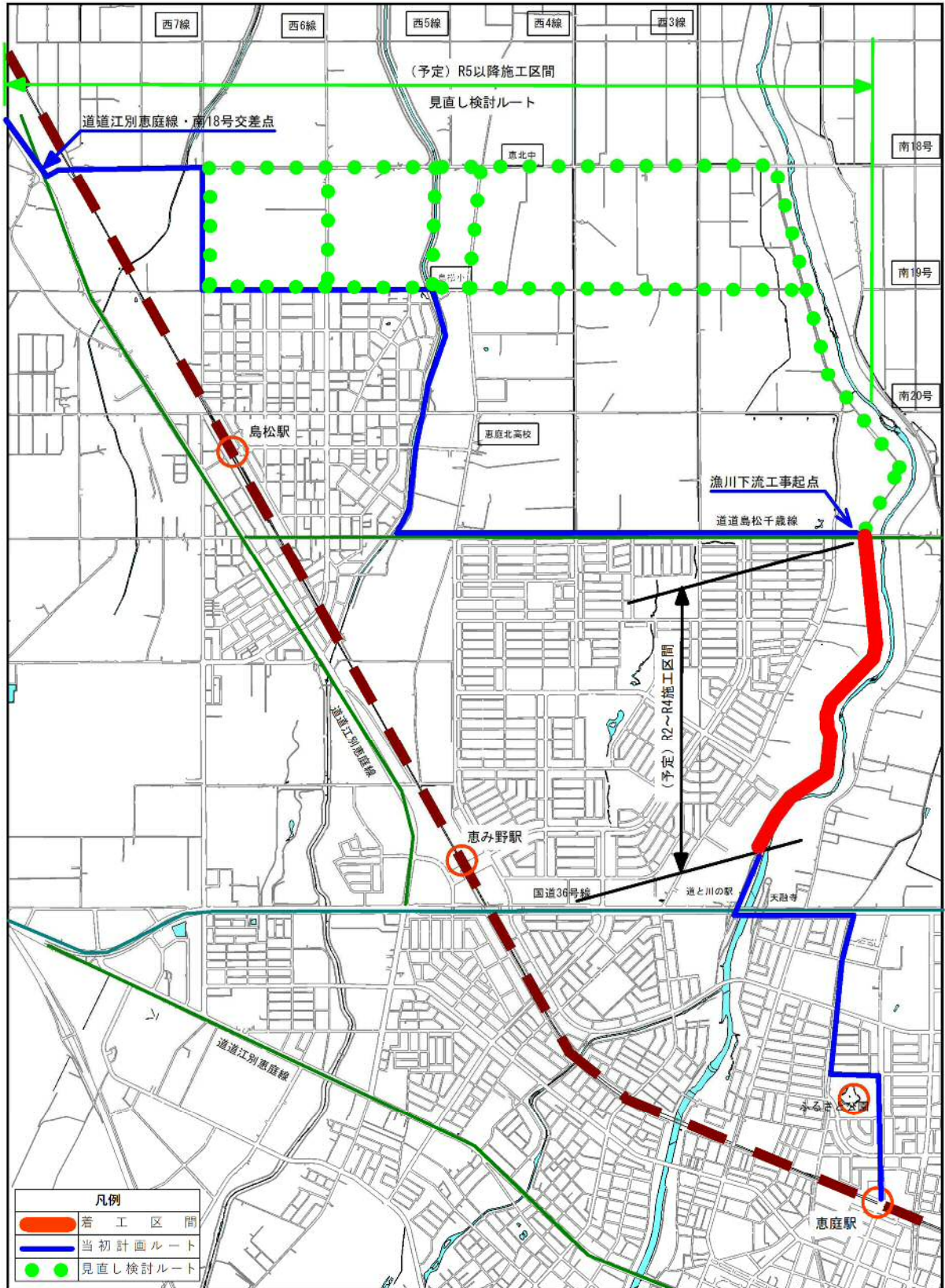
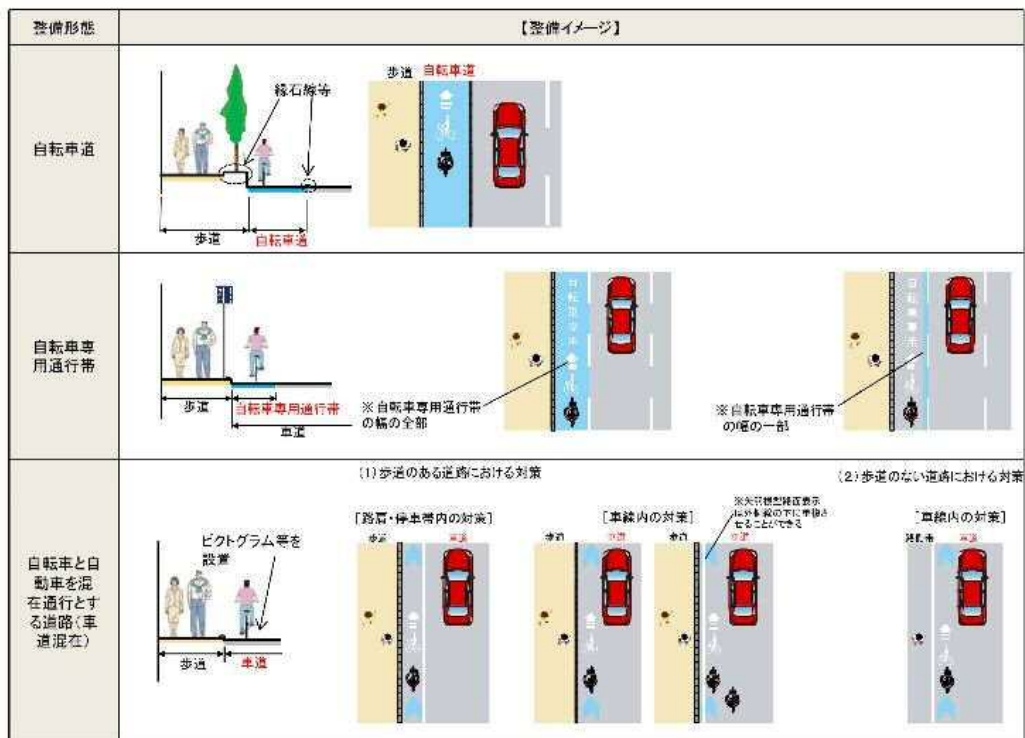


図 3-1 札幌恵庭自転車道恵庭工区ルート計画図

②自転車通行空間の整備

<p>〔現状と課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内外を広域的に結ぶ自転車ネットワーク形成のための、自転車通行空間の整備が必要である。
<p>〔取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の自治体と恵庭市を結ぶ自転車通行空間（新たなサイクリングコース）として、札幌恵庭自転車道計画の促進、石狩川流域圏ルート（サイクリングマップ）の作成・広報を進める。 ・市内における自転車通行空間として、今後作成する自転車ネットワーク（自転車マップ）を基本に、取り組む。 ・自転車通行空間は、自転車専用道にかかわらず、地域の意見や周辺環境を踏まえながら既存道路の利活用と共に、部分的な道路改良や標識等により、自転通行空間の充実を図る。
<p>〔スケジュール〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌恵庭自転車道は令和2年度より「道道島松千歳線・漁川築堤」から「道と川の駅花ロードえにわ」区間の工事に着手、順次、整備を進める。（再掲）



〈出典〉安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン

図 3-2 自転車通行空間の整備イメージ

③自転車マップの作成

〔現状と課題〕

- ・自転車ネットワークを構成し、自転車利用者のため利便性向上、拡大につながる市内自転車マップの充実が必要である。

〔取組〕

- ・自転車利用者のニーズに対応した自転車マップの作成
- ・自転車マップには、利用者が必要とする地域情報、駐輪場やスタンド、メンテナンス等機能、休憩・飲食等利用可能店舗、観光・歴史等機能を備えた施設を明記する。

〔スケジュール〕

- ・利用可能店舗等の調査、意向の把握及び自転車ラック、空気入れ等の備品類の提供等検討する。
- ・概ね5年以内に自転車マップを作成する。



④自転車利用促進に関する広報啓発

〔現状と課題〕

- ・市内において、自動車を利用した通勤、買い物等が多く見られる。

〔取組〕

- ・自転車利用促進に関する広報啓発活動を実施する。
- ・マイカー等からの自転車への転換によるCO2の削減効果の把握等をふまえ、自転車利用による様々なメリットを伝えることで、自転車の利用促進に関する広報啓発活動を実施する。
- ・民間企業等と連携し、自転車通勤の推進を行う。
- ・市民に対して買い物等には自転車利用を啓発する。

〔スケジュール〕

- ・計画策定時より適宜実施する。



施策2 シェアサイクルの普及促進

シェアサイクルと公共交通機関との接続強化や、サイクルポートの設置促進等により、シェアサイクルの普及を促進する。

①シェアサイクルの導入検討

〔現状と課題〕

- ・現在、恵庭市ではシェアサイクルを導入していない。

〔取組〕

- ・「はなふる」を中心にシェアサイクルの導入を検討する。

〔スケジュール〕

- ・令和3年度よりシェアサイクルの実証実験を実施する。
- ・シェアサイクルの利用状況により順次市内へ拡大する。また、利用拡大に向けた手法の検討などに取組む。

まずは

【COGICOGI】アプリをダウンロード

App Store からダウンロード

Google Play で手に入れよう

How to use

ご利用前の確認

スマートフォンについて

- アプリ起動時の全てのポップアップでOKを選択しましたか？
- スマートフォン本体の位置情報の設定はオンになっていますか？
- スマートフォン本体のBluetoothの設定はオンになっていますか？
- 個別のアプリの設定で位置情報とBluetoothの使用が許可されていますか？(iPhone)

①アカウント登録

- アプリを開き、ホーム画面の「登録する」より、メールアドレス等の情報を入力しアカウントを登録してください。
- アカウント登録後、再度ホーム画面の「導入する」ボタンを押すと購入可能なチャット一覧が表示されます。
- 意欲されたチャットから専用のシェアサイクルプランで好きなチャットを選択してください。
- クレジットカード情報が入力された場合、クレジットカード登録画面に移動します。
- 少額クレジットカード情報を入力いただく、購入することができます。

②自転車を取り出す

- 自転車のすぐそばで、ホーム画面の「取り出す」ボタンを押して10秒間お待ちくださいと利用可能な自転車の一覧が表示されます。
- 使用する自転車を選び、その自転車のロックとスマートフォンを近づけ、アプリに表示された番号と使用する自転車の後輪の番号が同じことを確認し、その番号を選択します。
- ロック解除のカチツと音が鳴ったら7秒以内にツマミを時計回りにまわすことでロックが解除されます。
- アプリ画面上で必ず「ENJOY!!」というメッセージを確認し、アプリを閉じてください。

③ポートに戻す

- ポートのエリア内に自転車を停めて自転車のロックを手で解きます。(オレンジ色のボタンを押しながら下に動かすと動きます。)
- グレーのツマミが垂直に戻ったことを確認し、ロックとスマートフォンを近づける。
- ホーム画面で「返却する」を押してください。
- 「Have a nice day!」のメッセージが表示されたら返却完了です。

④途中でどこかに立ち寄りするとき

- 自転車のロックを手でしめると解除されます。(オレンジ色のボタンを押しながら下に動かすと動きます。)
- 再びロックを開ける時は、ロックとスマートフォンを接触させながらアプリの「開錠する」を押す。
- ロック内からカチツと音が鳴ったら、ツマミを時計回りに回して開錠してください。



図 3-3 シェアサイクルの普及促進

施策3 地域ニーズに応じた駐輪場の整備推進

地方公共団体と鉄道事業者の連携を強化すること等により、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を推進する。

① ニーズに対応した駐輪場の整備

〔現状と課題〕

- ・「恵庭市駐車場・駐輪場基本計画」（策定済み）に基づき駐輪場を整備済み。
- ・駅や公共施設周辺に不法駐輪が散見される。
- ・自転車放置が見受けられる。

〔取組〕

- ・恵庭市駐車場・駐輪場基本計画に基づき駐輪場の周知やサービス拡充を図る。
- ・利用者への啓発、近隣学校への駐輪場の利用方法周知を行う。
- ・放置自転車の現状調査を実施する。

〔スケジュール〕

- ・「恵庭市駐車場・駐輪場計画」（別紙1）を令和7年度に見直しする。



図 3-4 ニーズに対応した駐輪場の整備

施策4 まちづくりと連携した総合的な取組の実施

歩行者・自転車中心のまちづくりと連携し、生活道路における通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取組を実施する。

①まちづくりと連携した自転車施策の推進

〔現状と課題〕

- ・自転車、歩行者、自動車等、全ての道路利用者が安全、快適に通行するために自転車通行空間の整備についてはほぼ未整備となっている。
- ・コンパクトシティの形成等を進める上で、環境にやさしく、身近な交通手段である自転車の利用促進が必要である。

〔取組〕

- ・推進計画においては、「都市計画マスタープラン」や第2期恵庭市地方創生総合戦略などまちづくりの計画との整合を図る。
- ・第2期恵庭市総合戦略ガーデンシティプラン（別紙2）
新ガーデンデザインプロジェクトの推進、「健康機能の付加」、「自転車活用推進計画の策定」
- ・都市計画マスタープラン（別紙3）
「健康増進・長寿命化」への取組みとして
札幌恵庭自転車道計画、公共交通や自転車活用した地域間連携

〔スケジュール〕

- ・第2期地方創生総合戦略期間（令和6年度まで）
- ・都市計画マスタープラン期間（令和12年度まで）

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

施策1 自転車を活用した健康づくりの推進

国民の健康に関する理解力を底上げし、自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を推進する。

①健康増進と連携した観光事業の促進

〔現状と課題〕

- ・自転車初心者から上級者までが参加できるイベントを開催中だが、さらに参加者を拡大し、自転車利用の促進や健康促進等の周知をする必要がある。

〔取組〕

- ・ウォーキングとも連携しウェルネスツーリズムやヘルスツーリズムにつながるような、自転車を活用した健康と観光を連携した携帯アプリ事業の導入、広報活動を検討する。
- ・今後も継続して自転車イベントを開催し、市内を周遊し恵庭市の魅力再発見と自転車を利用した健康促進を図る。
- ・将来的に自転車初心者や親子連れまで幅広い層の参加できる携帯アプリやITを活用し市内を巡るイベントへの移行により参加者の拡大を図る。
- ・市民に対して買い物等には自転車利用を啓発する。(再掲)

〔スケジュール〕

- ・恵庭市と近隣市町村との自転車イベントの共催などを検討し、参加人数や規模の拡大を図る。
- ・自転車活用推進計画の周知・広報活動を適宜実施する。
- ・「サイクルフェスタ・恵庭」を令和3年度より携帯アプリを用いた短期間イベントに移行する。



図 3-5 「サイクルフェスタ恵庭」

施策2 自転車通勤等の推進

企業等への呼びかけ等により、自転車通勤等を促進する。

①自転車通勤の広報啓発

〔現状と課題〕

- ・市内の移動では公共交通機関利用より、マイカーによる移動が多い。
- ・シェアサイクル等自転車を気軽に利用できる環境が整っていない。

〔取組〕

- ・マイカー等からの自転車への転換による二酸化炭素の削減効果の把握等をふまえ、自転車利用による様々なメリットを伝えることで、自転車の利用促進に関する広報啓発を実施する。
- ・企業活動における自転車通勤や業務利用を拡大するための広報啓発を実施する。
- ・民間企業等と連携し、自転車通勤を推進する。（再掲）
- ・シェアサイクル事業導入の検討（再掲）

〔スケジュール〕

- ・令和3年度より周知・広報活動は適宜実施する。（再掲）
- ・シェアサイクル事業の実験的導入を令和3年度より着手する。



図 3-6 自転車通勤の広報啓発

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

施策1 世界に誇るサイクリング環境の創出

官民が連携した走行環境の整備や、サイクリストの受け入れ環境の整備等により、世界に誇るサイクリング環境を創出し、サイクルツーリズムを推進する。

- ①官民連携による先進的なサイクリング環境の整備
- ②広域的なサイクリングロードの整備
- ③サイクリスト受け入れサービスの充実の要請

〔現状と課題〕

- ・健康志向の高まりや旅行ニーズの多様化、さらにはコロナ禍における自転車利用者の増加など、国内外を問わずサイクリングへの関心が高まっており、ナショナルサイクルルートの指定など、全国各地でサイクルツーリズムの取り組みが活発化している。
- ・今後、これらの動向に合わせ利用者の期待に沿う環境整備、走行環境、受け入れ環境、ルート沿線の魅力づくりなどに取り組み、ハード・ソフト両面からサイクリング環境創出を目指す必要がある。
- ・さらに、この結果として、観光のまちづくりや地域経済への寄与につなげることが課題である。

〔取組〕

- ①札幌恵庭自転車道計画の整備促進、石狩川流域圏ルートの作成推進（再掲）
- ②自転車利用者が求める地域情報など記載した自転車マップ類の作成（再掲）。将来的にはアプリを開発し、携帯電話等による利用可能な情報手段の整備を検討する。
- ③地域情報や必要機能等を備えた市内施設の数か所をサイクル拠点として選定し、自転車マップ等への掲載、必要機器類の整備促進など協力を求め、受け入れサービスの充実、環境整備を図る。
- ④自転車ネットワークを構成する道路サインや小規模等改良など自転車通行走行空間の充実を図る。（再掲）
- ⑤シェアサイクル事業のモデル的導入（再掲）

〔スケジュール〕

- ①札幌恵庭自転車道は、すでに令和2年度より着工。今後一層の事業の進捗推進のため、一部ルート見直し等を進める。（再掲）
- ②令和3年度より、マップ類作成着手、アプリ検討着手（再掲）
- ③シェアサイクルのモデル的導入は令和3年度より着手。今後の利用状況等により、利用地域の拡大、本格的着手へ移行（再掲）

北海道 ニセコ羊蹄山エリア
「サイクル拠点」ができます!
 ~ニセコ羊蹄山エリアを訪れて、サイクリングをするとき、便利に使えます~

2019
 9月~10月
 社会実験
 実施

羊蹄山
 道の駅 ニセコビュープラザ
 ニセコ除雪ステーション
 (〒042-0606 1番地)

サイクル拠点
 ニセコ除雪ステーション

※令和元年9月14日(土)~10月14日(月)
 のうち土・日・祝日の7:00~17:00に実施

サイクル拠点社会実験の利用者モニター募集!

特典1 ご自分の自転車やレンタサイクル等で、サイクル拠点を利用した後、アンケートに答えて頂ければ、自転車用ボトル(ニセコクラシック仕様)をプレゼント!(先着100名)

特典2 ニセコ羊蹄山エリアサイクルルート上で撮影や動画撮影などを「#サイクルオアシス」付きでフェイスブック・Instagramに公開した方、サイクル拠点にてアスタロットプレゼント!(先着100名)

YNCA
 北海道自転車観光推進協議会

[ホームページ] <http://ynca.funp>

[Facebook] <https://www.facebook.com/yncafunp/>

[Instagram] <https://www.instagram.com/yncafunp/>



図 3-7 サイクリング環境の創出

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

施策1 自転車の点検整備の促進

自転車の安全な利用に寄与する人材の知識・技術の向上を促進し、より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の取組を促進する。

①より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発

〔現状と課題〕

- ・道路交通法の基準に満たない規格外自転車が購入可能になっており、消費者や自転車販売店への安全性の高い製品についての呼びかけ等が求められている。

〔取組〕

- ・交通安全教育の機会等を活用した広報啓発を推進する。
- ・安全に自転車を利用するために、自転車販売店や市HP・広報誌での呼びかけなど、自転車の点検整備を促す広報啓発を実施する。

〔スケジュール〕

- ・計画策定時より周知・広報活動は適宜実施する。

【参考】

自転車に貼付してあるマークの意義とは？

自転車の安全基準として「自転車マーク」があります。自転車マークとは、自転車の安全性を保証するとともに、製品に対する責任を明確にするもの。さらに製造上のトラブルで事故が起こった場合、製品の補償や賠償措置が受けられるという、保険的な役割もあります。

自転車マークの中で、シティ車に深い関わりのあるものは、主にBAAマーク、SGマーク、JISマークの3つです。いずれもメーカー出荷時に貼られるものです。TSマークは自転車安全整備士や自転車技士によって点検・整備したときに貼り付けられるもので、傷害保険と賠償責任保険が1年間付いています。TSマークは年1回の整備・点検が最低必要条件となるため、他のマークが貼付された自転車にTSマークを加えることで、より安全性と安心は高まると考えられます。



■自転車を利用されるみなさんへ

 <p>自転車を安全に利用するため、定期的に点検・整備を行いましょ</p>	 <p>夜間はライトを点灯し、自転車の側面には反射器材をとり付けましょ</p>
 <p>自転車に乗る時はヘルメットを着用ましょ</p>	 <p>自転車損害賠償保険等に加入ましょ 自転車が加害者となった事故で9,000万円を超える賠償を命じる判決も</p>

図 3-8 自転車の点検整備の促進

施策2 自転車の安全利用の促進

市民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対し、自転車の安全な利用を促進する。

- ①自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知
- ②交通安全意識の向上を図る広報活動
- ③ヘルメット着用の広報啓発
- ④恵庭市交通安全運動推進委員会等による指導啓発活動の推進

〔現状と課題〕

- ・健康志向の高まりや、環境等への配慮、コロナ禍における自転車利用者が増加しており、自転車利用者のマナーが注視されている。
- ・ヘルメットの着用率は年齢が上がるにしたがい低下する傾向が見られ、ヘルメットの着用の重要性など安全に利用する認知が低くなっている。

〔取組〕

- ・自転車の安全利用について、自転車利用者の交通安全意識の向上を図るため、全国交通安全運動等様々な機会を活用して、街頭での声掛け、広報啓発に努める。
- ・通勤通学時をはじめとした自転車利用時におけるヘルメット着用の促進に向けた広報啓発を図る。
- ・恵庭市交通安全運動推進委員会、ボランティア、恵庭市、関係機関・団体、地域住民等において、違反行為を防止するため、啓発活動を推進する。
- ・交通安全運動事業計画（次ページ）において上記広報啓発活動を行う。
- ・新たな取組みは、近年の手法を取り入れきめ細かく取組む
- ・新たな取組みは以下のとおり、近年の手法を採り入れ、きめ細かい対応を行う。
 - ①自転車利用の多い層に対して、現地実態調査を行い、交通ルールの理解やマナーの実態を調査、その要因を把握する。（別紙4）
 - ②自転車シミュレーターを利用した安全講習会を実施し、自転車の安全な乗り方、ルールやマナーを実体験し、交通安全意識の向上を図る。（別紙5）

〔スケジュール〕

- ・計画策定時より周知・広報活動は適宜実施する。
- ・交通安全運動事業計画に基づき実施する。
- ・新たな取組みである現地の実態調査は、令和2年度より、最初に高校生を対象に着手する。その調査をもとに、警察、高校の生活指導担当及び交通指導員と登下校時の自転車の交通ルール・マナーについて指導する。今後は対象を拡大し継続して実施していく。
- ・自転車シミュレーターによる安全講習会は、令和3年度より着手し、シミュレーター搭載車両を所有する民間事業者の協力により、将来も継続し幅広く啓発を図る。



表 3-2 交通安全運動事業計画 1/2

令和3年度

恵庭市
恵庭市交通安全運動推進委員会

交通安全運動事業計画

【目標】

- 関係団体と協力して交通安全運動を展開し、交通事故ゼロを目指す。
- 交通安全思想の普及と浸透を図り、正しい交通ルールとマナーの実践と習慣付けを推進する。

○春の全国交通安全運動 [4月6日(火)～4月15日(木)]

主要取組事業	期間・日時	場 所	事 業 内 容
新入学児童下校啓発 ※下校時配布は中止し、各校に配布を依頼	4/6(火) (入学式)	恵み野小学校 恵み野旭小学校	新入学児童に対して、交通ルールやマナーについての啓発チラシや文房具を配布し、交通安全意識の向上を図る。
セーフティコール	4/6(火) 17:00～17:30	道道江別恵庭線 ×市役所通	幹線道路沿道にて、「ステッドダグ」 「シートベルト着用」等と表示した旗を掲揚し、ドライバーに対し安全運転を呼びかける。
交通事故抑止市民大会	中止	市民会館大ホール	交通安全功績表彰(注1)・アトラクション等の実施。市民一人一人の安全意識高揚を目指し、皆で交通事故撲滅を誓う。
自転車安全運転指導	4/9(金) 15:20～16:00	恵庭北高校前	自転車の交通ルールについて、リーフレットによる学習と警察官等による下校時の実技指導を行う。
自転車マナー啓発	4/13(火) 15:30～16:30	恵庭駅西口・東口	自転車の運転、駐輪マナーについて、チラシ等を配りながら啓発する。
交通事故抑止 パトライト作戦	4/15(木) 17:00～18:00	国道36号 道道江別恵庭線 (4箇所)	交通量の多い箇所において、通過車両のステッドダグを促進するため、「交通安全のぼり」を掲げ、「赤色回転灯」を点灯する。
交通安全啓発広報	運動期間中	市内全域	広報誌へ記事を掲載。庁内放送、防災無線、横断幕、広報車両による巡回を行う。
交通安全教室	運動期間中	市内小学校	市内小学校に通う児童を対象にした交通安全教室を実施する。
通学児童街頭指導	運動期間中	児童通学路	登下校時の通学路や交差点にて、安全を確保し、児童に安全な道路の歩き方を指導する。

○夏の交通安全運動[7月13日(火)～7月22日(木)]

主要取組事業	期間・日時	場 所	事 業 内 容
セーフティコール	7/13(火) 17:00～17:30	道道江別恵庭線 ×市役所通	幹線道路沿道にて、「ステッドダグ」 「シートベルト着用」等と表示した旗を掲揚し、ドライバーに対し安全運転を呼びかける。
飲酒運転根絶の日啓発	7/13(火) 13:30～14:30	花の拠点 はなふる	飲酒運転根絶のチラシや啓発物品を配布し、はなふる来場者へ呼び掛けを行う。
高齢者交通安全講習	7/16(金) 10:00～16:00	市役所駐車場	高齢ドライバーにドライブシミュレータを操作してもらい、自身の運転技術の認識と交通安全意識の高揚を図る
交通事故抑止 パトライト作戦	7/15(木) 17:00～18:00	国道36号 道道江別恵庭線 (4箇所)	交通量の多い箇所において、通過車両のステッドダグを促進するため、「交通安全のぼり」を掲げ、「赤色回転灯」を点灯する。
交通安全啓発広報	運動期間中	市内全域	広報誌へ記事を掲載。庁内放送、防災無線、広報車両による巡回を行う。
交通安全教室	運動期間中	市内認定こども園・保育園・幼稚園	園児を対象にした交通安全教室を実施する。
通学児童街頭指導	運動期間中	児童通学路	登下校時の通学路や交差点にて、安全を確保し、児童に安全な道路の歩き方を指導する。
居眠り運転防止啓発 (石狩振興局主催)	8月上旬	花の拠点 はなふる	駐車場のドライバー等にポケットティッシュやチラシを配り、安全運転や居眠り運転防止を啓発する。

自転車に関すること

交通安全に関すること

表 3-3 交通安全運動事業計画 2/2

○秋の全国交通安全運動[9月21日(火)~9月30日(木)]			
主要取組事業	期間・日時	場所	事業内容
セーフティコール	9/21(火) 17:00~17:30	道道江別恵庭線 ×市役所通	幹線道路沿道にて、「ステートダウン」「シート着用」等と表示した旗を掲揚し、ドライバーに対し安全運転を呼びかける。
自転車安全運転街頭指導	9月上旬	恵庭南高校通学路	通学路にて自転車運転の街頭指導を行う。
高齢者交通安全講習	9/22(水) 10:00~16:00	市役所駐車場	高齢ドライバーにドライブシミュレータを操作してもらい、自身の運転技術の認識と交通安全意識の高揚を図る
高齢者交通事故防止啓発	9/24(金) 16:00~17:00	恵庭温泉 ラ・フォーレ	温泉施設において、高齢層の施設利用者に対し、高齢者事故防止チラシ、啓発物品の配布により啓発を行う。
自転車マナー啓発	9/27(月) 15:30~16:30	恵み野駅東口・西口	自転車の運転、駐輪マナーについて、チラシ等を配りながら啓発する。
交通事故抑止 パトライト作戦	9/15(水) 17:00~18:00	国道36号 道道江別恵庭線 (4箇所)	交通量の多い箇所において、通過車両のステートダウンを促進するため、「交通安全のぼり」を掲げ、「赤色回転灯」を点灯する。
交通安全啓発広報	運動期間中	市内全域	広報誌へ記事を掲載。庁内放送、防災無線、横断幕、広報車両による巡回を行う。
交通安全教室	運動期間中	市内認定こども園・保育園・幼稚園	園児を対象にした交通安全教室を実施する。
通学児童街頭指導	運動期間中	児童通学路	登下校時の通学路や交差点にて、安全を確保し、児童に安全な道路の歩き方を指導する。
○冬の交通安全運動[11月13日(土)~11月22日(月)]			
主要取組事業	期間・日時	場所	事業内容
セーフティコール	11/15(月) 17:00~17:30	道道江別恵庭線 ×市役所通	幹線道路沿道にて、「ステートダウン」「シート着用」等と表示した旗を掲揚し、ドライバーに対し安全運転を呼びかける。
飲酒運転根絶啓発	11/19(火) 16:00~17:00	マックスバリュ 恵庭店	大型商業施設の店舗出入口で来店客に対して啓発物品を配り、飲酒運転根絶の街頭啓発を行う。
高齢者交通事故防止啓発	11/22(月) 16:00~17:00	えにわ温泉ほのか	温泉施設において、高齢層の施設利用者に対し、高齢者事故防止チラシ、啓発物品の配布により啓発を行う。
交通事故抑止 パトライト作戦	11/15(月) 16:00~17:00	国道36号 道道江別恵庭線 (4箇所)	交通量の多い箇所において、通過車両のステートダウンを促進するため、「交通安全のぼり」を掲げ、「赤色回転灯」を点灯する。
交通安全啓発広報	運動期間中	市内全域	広報誌へ記事を掲載。庁内放送、防災無線、広報車両による巡回を行う。
交通安全教室	運動期間中	市内認定こども園・保育園・幼稚園	園児を対象にした交通安全教室を実施する。
通学児童街頭指導	運動期間中	児童通学路	登下校時の通学路や交差点にて、安全を確保し、児童に安全な道路の歩き方を指導する。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、事業を中止又は延期する可能性があります。

注1) 交通安全功労者への表彰状の交付は個別に対応いたします。

自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
道路交差点上、自転車は標識や位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。
罰則 3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

2 車道は、左側を通行
自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。
罰則 3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを行行
歩道を走行する場合は、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。
罰則 2万円以下の懲役又は5万円以下の罰金

4 安全ルールを守る

●飲酒運転は禁止
6歳未満の子どもを乗せるなどの場合を除き、二人乗り禁止。
罰則 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
※酒に酔った状態で運転した場合は

●二人乗りは禁止
6歳未満の子どもを乗せるなどの場合を除き、二人乗り禁止。
罰則 2万円以下の罰金又は料料

●並進は禁止
「並進可」標識のある場所以外では、並進禁止。
罰則 2万円以下の罰金又は料料

●夜間はライトを点灯
夜間は、前照灯及び尾灯(又は反射器材)をつける。
罰則 5万円以下の罰金

●信号を守る
信号を必ず守る。信号機のある場合は、その信号に従う。
罰則 3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

●交差点での一時停止と安全確認
一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行、安全確認を忘れずに。
罰則 3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

5 子どもはヘルメットを着用
児童・幼児(13歳未満)の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

図 3-9 自転車の安全利用の促進

-28-

施策3 学校における交通安全教育の推進

自転車を含む交通安全教育を推進するため、学校における交通安全教室の開催等を推進する。

①交通安全教室の開催

②通学路周辺の安全点検の実施

〔現状と課題〕

- ・ヘルメットの着用率は年齢が上がるにしたがい低下する傾向が見られ、ヘルメットの着用の重要性など安全に利用する認知が低くなっている。

〔取組〕

- ・自転車利用者及び同乗幼児におけるヘルメット着用の働きかけの強化
- ・市内小学校において、発達段階に応じた交通安全教育が実施されるよう、交通安全教室等を着実に開催し、交通安全の意識を推進していく。
- ・教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等により、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を実施する。
- ・安全点検の実施結果を踏まえて、交通安全の確保に必要な対策を実施する。

〔スケジュール〕

- ・計画策定時より周知・広報活動は適宜実施する。



図 3-10 交通安全教育の様子（2020年6月9日 柏小学校4年生）

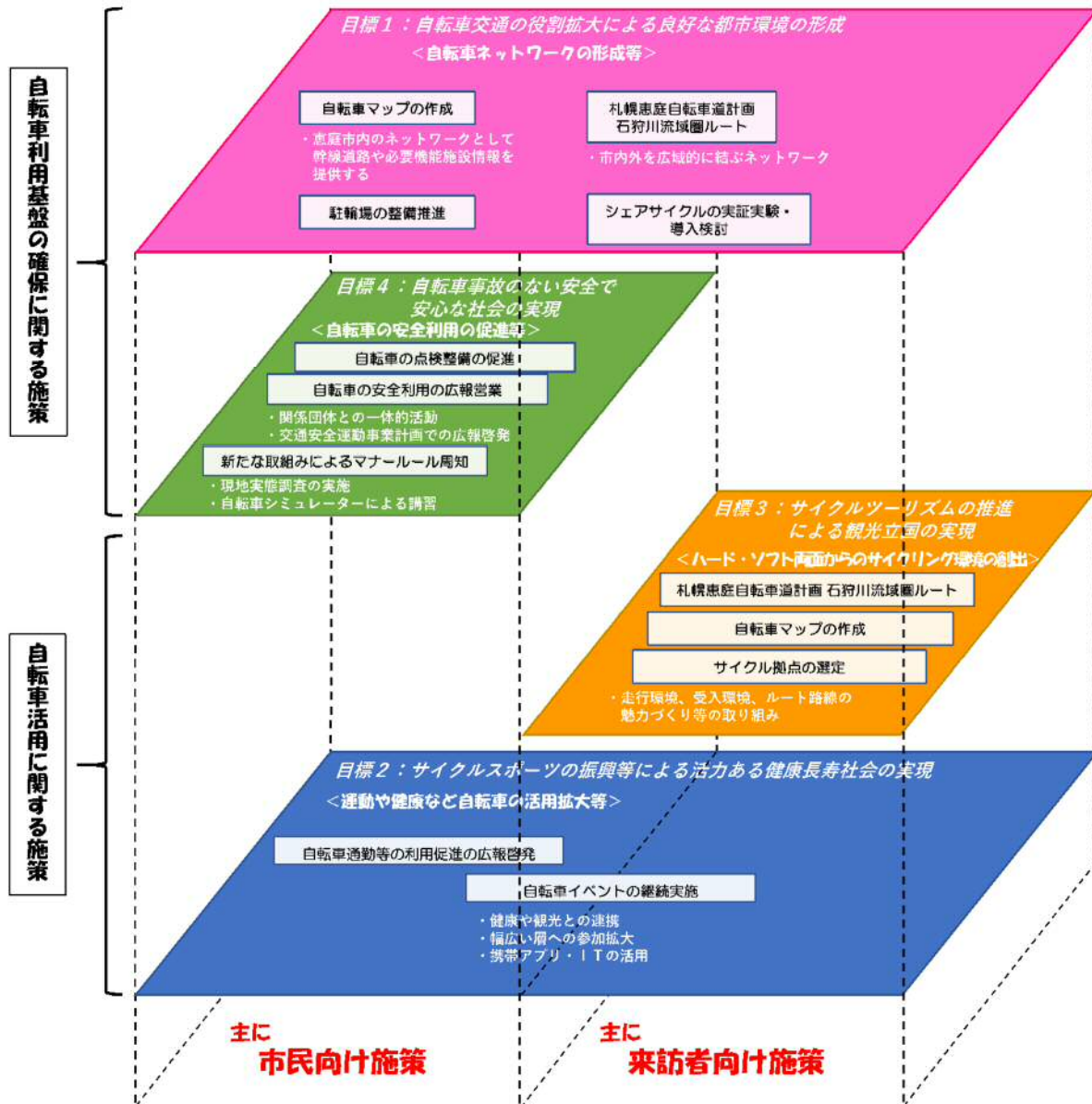
交通安全教室は、毎年1～2年生を4～5月中旬、それ以降に3～6年生を対象に実施しています。

1年生	横断歩道と信号機の役割、ストップライン・マークについて
2年生	自転車の点検の仕方、ヘルメットの意味、自転車の安全な乗り方
3年生	1・2年生の復習、自転車の点検の仕方、ヘルメットの意味、自転車の安全な乗り方
4年生	3年生の復習、自転車の点検の仕方、ヘルメットの意味、自転車の安全な乗り方
5年生	4年生の復習、交通マナーについて考える、身近な危険について、自転車の危険性とマナー
6年生	5年生の復習、総合的な交通安全を考える、交通ルールの意味、自転車の危険性とマナー交通

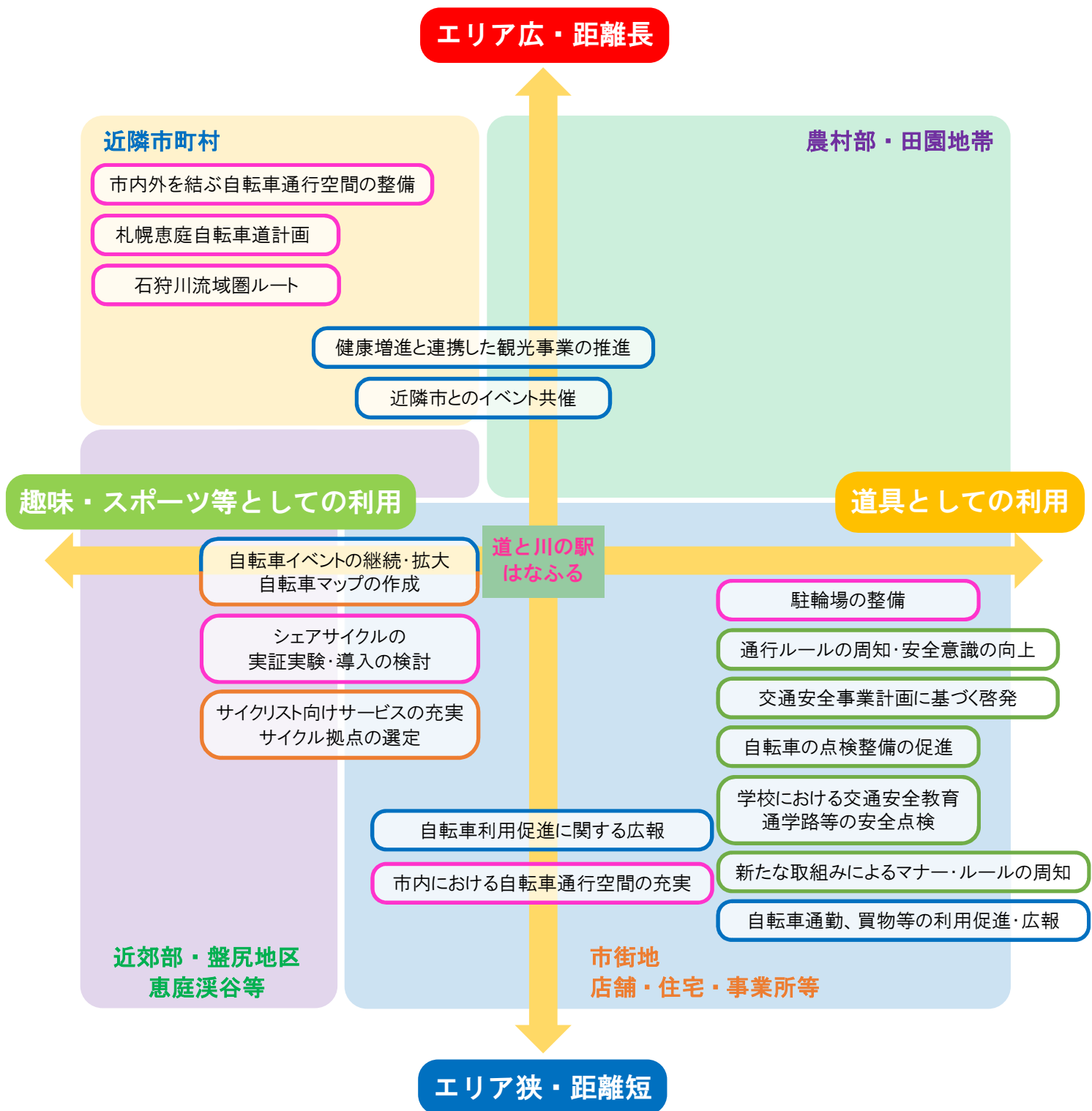


■主要施策の取組みイメージ図

- ・4つの目標について、主要施策に関する取組みイメージを以下の通り設定。
- ・目標1、目標4を本計画の下支えとなる「自転車利用基盤の確保」に関する施策、目標2、目標3を更なる「自転車の活用」に関する施策とし、各目標を階層的に推進。



自転車利用目的と活用範囲による主要施策の分類



第4章 計画の推進に向けて

4-1 計画の推進に向けた基本的な考え方

計画を推進していくにあたり、図4-1 のようなPDCA サイクルを目指していきます。

計画期間内に各取り組み内容を実行し、次年度以降のフォローアップ協議会で評価した上で、必要に応じて計画の見直しや法令等関係する計画の動向に合わせて柔軟に見直します。



図 4-1 計画推進のための PDCA サイクル

4-2 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

計画を策定するにあたり設置された協議会を継続して、有識者の意見等のフォローアップ協議会を実施します。

また、期間としては2022年度に1回/年を、2023年度以降は、1回/2年程度の頻度で実施して継続的に計画を推進していきます。

(2) 施策を担う所管

施策を担う主な所管は以下のとおり。

施策の体系	施策を担う主な所管
目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成	
施策1 自転車通行空間の計画的な整備推進	
①自転車ネットワーク計画の策定	恵庭市（企画振興部）他
②自転車通行空間の整備	国、北海道、恵庭市（建設部）
③自転車マップの作成	恵庭市（企画振興部、経済部）
④自転車利用促進に関する広報啓発	恵庭市（企画振興部、生活環境部）
施策2 シェアサイクルの普及促進	
①シェアサイクルの普及促進	恵庭市（経済部）、恵庭観光協会
施策3 地域ニーズに応じた駐輪場の整備推進	
①ニーズに対応した駐輪場の整備	恵庭市（生活環境部）
施策4 まちづくりと連携した総合的な取組の実施	
①まちづくりと連携した自転車施策の推進	恵庭市（企画振興部）
目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現	
施策1 自転車を活用した健康づくりの推進	
①健康増進と連携した観光事業の促進	恵庭市（企画振興部、保健福祉部、経済部） サイクルフェスタ・恵庭運営協議会
施策2 自転車通勤等の推進	
①自転車通勤の広報啓発	恵庭市（企画振興部、生活環境部）
目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現	
施策1 世界に誇るサイクリング環境の創出	
①官民連携による先進的なサイクリング環境の整備	国、北海道
②広域的なサイクリングロードの整備	恵庭市（企画振興部、建設部、経済部）
③サイクリスト受け入れサービスの充実の要請	
目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現	
施策1 自転車の点検整備の促進	
①より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発	恵庭市（生活環境部）
施策2 自転車の安全利用の促進	
①自転車安全利用五原則の活用等による通行ルールの周知	北海道（警察）
②交通安全意識の向上を図る広報活動	恵庭市（生活環境部）
③ヘルメット着用の広報啓発	
④地域交通安全活動推進委員会等による指導啓発活動の推進	
施策3 学校における交通安全教育の推進	
①交通安全教室の開催	北海道（警察）
②通学路周辺の安全点検の実施	恵庭市（生活環境部）

図4-2 施策を担う主な所管

4-3 法令等の動向に合わせた計画の見直し

今後も社会情勢やニーズにあわせ、自転車に関連する法令改正などが生じる可能性があるため、動向を注視し、必要に応じて計画内容を見直します。

参考資料

・検討体制

1) 恵庭市自転車活用推進協議会

「恵庭市自転車活用推進計画策定」において、現状のイベントなどの取り組み、さらには安全教育など自転車の利活用全般にわたる多様な意見、提言をいただくと共に、恵まれた自然や田園環境など地域特性や資源を活かした自転車利用環境の充実等を図ることを目的に「恵庭市自転車活用推進協議会」を設置する。

①恵庭市自転車活用推進協議会委員

恵庭市自転車活用推進協議会委員 敬称略

令和3年4月

構成員区分	番号	氏名	所属等
道路管理者	1	前田 哲哉	北海道開発局札幌開発建設部都市圏道路計画課長補佐
	2	古城 学	北海道開発局札幌開発建設部千歳道路事務所副所長
	3	金沢 巧	北海道空知総合振興局札幌建設管理部事業室道路課長
	4	野田 政志	北海道空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所長
	5	長屋 幸博	恵庭市建設部管理課長
河川管理者	6	山口 昌志	北海道開発局札幌開発建設部千歳川河川事務所計画課長
北海道警察	7	伊藤 昌彦	北海道札幌方面千歳警察署交通第一課長
まちづくりに係る者	8	高木 広樹	北海道建設部まちづくり局都市環境課課長補佐
	9	長崎 孝紀	サイクルフェスタ・恵庭運営協議会会長
	10	沼倉 健一	(社) 恵庭観光協会事務局長
	11	井手 生朗	北海道ハイテクノロジー専門学校(救急救命士学科長)
	12	岡本 浩一	北海学園大学工学部建築学科 教授
	13	三上 まどか	ファイナンシャルプランナー
市長が必要と認めるもの	14	山崎 寛二	恵庭市保健福祉部健康スポーツ課長
	15	藤井 昌人	恵庭市経済部商工労働課長
	16	金 伸彦	恵庭市経済部花と緑・観光課長
	17	須貝 尚文	恵庭市生活環境部市民生活課長
事務局	恵庭市企画振興部 まちづくり推進課		部長：大槻 雄二、室長：岡田、振興監：後藤、 今野、東、小川、杉本
	恵庭市建設部 土木課		部長：米谷 功、次長：江蔵 長谷、渡辺

②恵庭市自転車活用推進協議会設置要綱

第1条 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第11条第1項の規定に基づき、本市の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた恵庭市自転車活用推進計画（次条において「推進計画」という。）を策定するため、恵庭市自転車活用推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 自転車利用推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に関し必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、委員17人以内をもって組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 道路管理者
- (2) 河川管理者
- (3) 北海道警察
- (4) まちづくりに係る者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議（以下この条、次条及び附則第2項において「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（秘密の保持）

第6条 委員及び前条第4項の規定により会議に出席した者は、その職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、企画振興部まちづくり拠点整備室まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月1日から実施する。

(会議招集の特例)

2 この要綱の実施後、最初に開催される会議については、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集し、第4条第1項の規定により会長を定めるまでの間、会議の議長となる。

・検討経緯

①第1回恵庭市自転車活用推進協議会

令和3年3月29日(書面会議)

②第2回恵庭市自転車活用推進協議会

令和3年8月3日

③第3回恵庭市自転車活用推進協議会

令和3年11月19日

④第4回恵庭市自転車活用推進協議会

令和4年1月28日(書面会議)

第2次

恵庭市駐車場・駐輪場基本計画

概要版

(平成 28 年度～平成 37 年度)



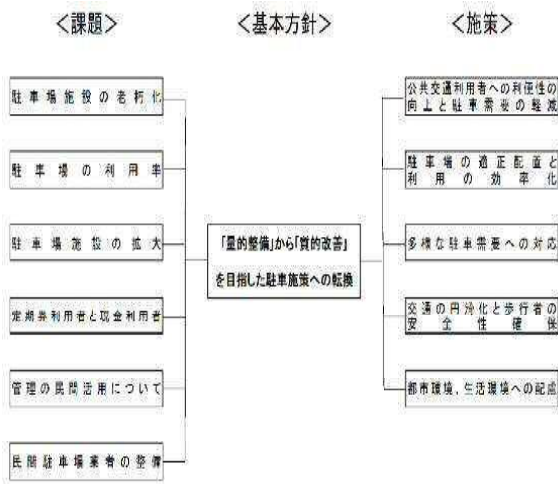
計画策定の沿革と背景

恵庭市は、北海道の中央部石狩平野の南端に位置し、道都札幌市より南へ約 35km の地点にあり、国道 36 号・北海道横断自動車道・北海道縦貫自動車道・JR 千歳線等の陸上交通が交差し、札幌都心部、新千歳空港に身近にアクセスできる交通環境にあります。そのような交通環境における、恵庭市の公共交通としては、新千歳空港と札幌を結ぶ JR 千歳線が主要な鉄道幹線となっており、恵庭、島松、恵み野の 3 地区に駅があり、バス交通においては、札幌と千歳間を結ぶ路線と市内を循環する路線が走り、市内外からの通勤通学や 3 つの地区を結ぶ役目を担っています。

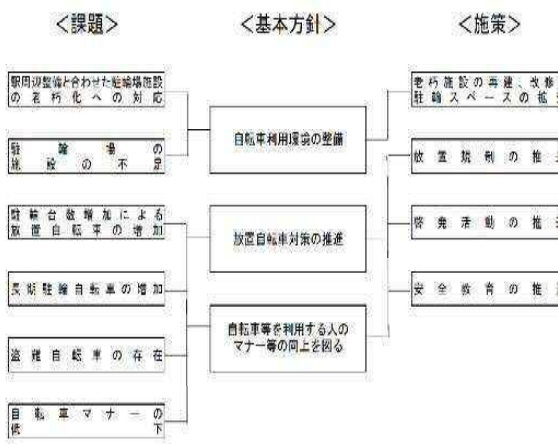
恵庭市における重要な交通結節点である JR 恵庭・恵み野・島松 3 駅の利用者は、恵庭駅の乗降者が増加するものの、恵み野駅・島松駅は横ばいとなっていることから、駐車・駐輪全体の需要としては漸減していくと考えられる一方で、黄金地区の開発や近年の恵み野里美地区の開発などにより特定の地域においては需要が増加していくことが想定されています。

このことから平成 18 年度に作成した恵庭市駐車場・駐輪場基本計画においては駅前再開発に合わせた整備、有料化に主眼を置いてきましたが、本計画では現行の駐車場・駐輪場ごとの利便性の向上、環境を整える質的な整備への転換を図ることを推進していきます。

各駐車場・駐輪場の施策体系及び実施内容



駐車場名	収容台数	利用台数
1. 恵庭駅東口駐車場	105台	91台
2. 恵み野駅東口駐車場	125台	53台
3. 島松駅横駐車場	109台	73台
4. 恵み野高架下東横駐車場	72台	51台
5. 恵み野高架下西駐車場	73台	17台
6. 恵庭駅西口駐車場	83台	82台



駐輪場名	収容台数	利用台数
1. 恵庭駅西口屋内駐輪場	550台	158台
2. 恵庭駅西口高架下駐輪場	396台	638台
3. 恵庭駅東口駐輪場(札幌側)	224台	472台
4. 恵庭駅東口駐輪場(千歳側)	166台	233台
5. 恵み野駅東口駐輪場	738台	326台
6. 恵み野駅西口駐輪場	400台	217台
7. 島松駅駐輪場	410台	358台
8. (仮)島松駅西口駐輪場	12台	9台

どんな状態なの？

黄金地区の開発や平日上限500円の導入、そして近くの病院利用などから、利用率が高い駐車場。

収容可能台数に対し、利用台数が伸びていない。場所がわかりづらい。駅への動線上に駐輪場がある。

収容可能は十分。利用台数についてはまだ空きがある。

病院利用などから利用率は高い。高架下のため、冬に利用が伸びる。恵み野駅東西の商業施設などの動向に要注視。平日上限500円未導入。

もっとも利用の低い駐車場。近隣地域の居住人口が少なく、アクセスがわかりにくい。平日上限500円未導入。

恵庭駅東口駐車場同様に利用率が高い駐車場。平日上限500円未導入。

どんな状態なの？

収容台数に対して、利用者が少ない。いざりえ内の店舗利用者は使いにくい。無許可駐輪や駅前広場内の放置自転車がある。

飽和状態。学生の自転車の放置が多い。いたずらの報告がある。

飽和状態となり、駅前広場に流れている。屋根がなく、設置要望がある。市外から通う学生の利用も多い。

札幌側ほどではないが、飽和状態である。サイクルラックの増設で対応している。

2階建て構造のため、不便さを訴える方もいる。大型店舗の駐輪場所に停めるJR利用者がいる。市外から通う学生の利用も多い。

屋根付きの駐輪場所は飽和状態で屋外に駐輪。照明が少ない。地面のアスファルトの隆起など施設が老朽化。

駅に近い場所ほど混雑し、通路に停める。高いスタンドが使われず、通路に停める。冬期間はつららなどの危険がある。

平成25年度にサイクルラックを設置。無造作に置かれていた自転車が整理された。

これから取り組んでいくこと

- 駐車台数の拡充を検討します。
- 定期券発行の規制を検討・実施します。
- 公共交通機関利用を促します。

- 利用台数の向上策を検討・実施します。
- 駐輪場の照明を含めた安全・安心の検討をします。

- 島松駅周辺再整備事業と一体となる施策等を検討します。

- 利用台数の向上策を検討・実施します。
- 平日上限500円導入など料金体系の検討・実施します。

- 利用台数の向上策を実施します。
- 平日上限500円の導入など料金体系の見直しをします。
- のぼりなどの啓発による駐車場のPRをします。

- 平日上限500円の導入など料金体系の検討をします。

これから取り組んでいくこと

- 駐輪場の周知をします。
- サービスの拡充を図ります。
- 料金の見直しをします。
- 放置自転車の規制を検討します。

- サイクルラック設置などを検討します。
- 屋内駐輪場の利用を促進します。
- 照明などを検討します。
- 駐輪場利用規則等の整備をします。
- 長期駐輪台数 目標60台(⇒50台)

- 駐車台数の拡充をします。
- 駐輪場の再整備検討・着手をします。
- 放置自転車台数を減らします。目標10台/日(⇒5台/日)

- 駐車台数の拡充をします。
- 駐輪場の再整備検討・着手をします。
- 放置自転車台数を減らします。目標10台/日(⇒5台/日)

- 利用者への啓発、近隣学校への働きかけをします。
- 駐輪場利用規則等の整備をします。
- 長期駐輪台数 目標30台(⇒20台)

- 照明など安全・安心な駐輪場の形成。
- 改修、再整備について検討(⇒実施)

- 島松駅周辺再整備事業と一体となって検討します。
- 放置自転車防止の利用者や学校への啓発をします。
- 冬期間はつららなどの危険発生を抑制します。

- 島松駅周辺再整備事業が実施される可能性があるため、再整備事業と一体となって検討します。

計画の目的

駐車場

公共交通や自転車等を機軸としたJR3駅を中心とした「集約型都市構造」の形成及びJR3駅の都市機能強化に対応した「コンパクトで持続可能なまちづくり」の実現を考慮したうえで、駅周辺における適正な駐車需要を把握し、駐車場施設の管理・運営・整備を行うことを目的とします。

駐輪場

環境に優しい手軽で安価な交通手段であり、近年の環境意識の高まりや健康志向などの背景から自転車利用が増加傾向にあります。

恵庭市民における主要な交通手段のひとつとして、駐輪場施設や走行環境の整備を行うとともに、利用者の交通ルールの遵守、マナー向上を図り、放置自転車のない、安全で安心なまちをつくる駐輪環境整備を目的とします。

計画の実施主体

駐車場

上記の目的を達成するためには、恵庭市、道路管理者、事業者、利用者等自動車に関わる者が、それぞれの役割に応じた責務を果たしていく必要があります。このことから、施策の実施主体は、恵庭市をはじめ地域に関わるすべての市民や事業者とします。

駐輪場

上記の目的を達成するためには、恵庭市、道路管理者、事業者、利用者等自転車に関わる者が、それぞれの役割に応じた責務を果たしていく必要があります。このことから、施策の実施主体は、恵庭市をはじめ地域に関わるすべての市民や事業者とします。

基本理念

駐車場

人口減少社会に対応し、必要な駐車需要等を踏まえた駐車施設の有効活用と将来の適切な配置を促すことにより、「歩いて暮らせるまちづくり」の推進を図るものとします。

駐輪場

自転車は市民の主要な交通手段で、利用者がルールを守り利用すべき交通手段です。自転車に関わる者それぞれの役割に応じた責務を果たしていくものとします。



平成 28 年 1 2 月

生活環境部 生活安全課



第2期恵庭市総合戦略

ガーデンシティプラン

～日本のガーデンシティ（田園都市）がここにある～

当初令和2年3月

恵庭市

恵庭市制施行50周年記念

未来へつなぐ 花のまち 恵庭

年



(4) 新ガーデンデザインプロジェクトの推進

新ガーデンデザインプロジェクトの推進

参考資料



都市計画マスタープラン原案（骨子）について

I. シンポジウムの開催

1. 開催概要

(1) 開催日時・場所

- ①開催日時：令和2年11月18日（水）14時30分～16時00分
- ②開催場所：恵庭リサーチ・ビジネスパーク 3階 視聴覚室
- ③参加人数：25名（定員30名）

(2) 開催テーマ

テーマ：ガーデンシティのブランドづくり ～新たな恵庭市都市計画マスタープランの策定～

(3) 開催内容

- ①恵庭市のこれからのまちづくりについて（市から都市計画マスタープランの中間報告）
- ②講演「地域に根差したまちづくり」 株式会社良品計画 無印良品札幌パルコ 土着化担当 鈴木恵一氏
- ③意見交換会

2. 意見交換会の主な意見

●ガーデンシティの推進 （花と緑、住宅地、観光）	<ul style="list-style-type: none"> ・花や緑を育てる敷地を持った優良住宅地の整備 ・花の拠点と連絡する自転車ネットワークの整備や観光の取組
●After コロナの暮らし・働き方への対応 （リモートワーク、産業創出）	<ul style="list-style-type: none"> ・働きやすい環境を整備して、移住定住を促進 ・リモートワークのできるオープンオフィスの設置 ・IT 起業家（個人）の開業可能な環境づくり ・コワーキングスペースを提供 ・リモートオフィス事業・サテライトオフィス企業の誘致 ・産業拠点の整備推進
●コンパクトシティの推進 （歩いて暮らす、交通、サードプレイス）	<ul style="list-style-type: none"> ・歩いて暮らせるまちづくりの推進 ・市民の足となる地域交通やエコバスの充実 ・空き家や空き店舗を活用した交流施設・サードプレイスの設置 ・恵庭駅前通りにある旧図書館の建物を活用して、創業支援施設の設置 ・既存公共施設の複合化

II 都市計画マスタープラン原案（骨子）の概要

1. 恵庭市を取り巻く大きな社会変化

- ・少子高齢化と人口減少
- ・ライフスタイルの変化
- ・SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））の実践
- ・交流人口の増加
- ・人工知能AI・IoTなど技術革新によるまちづくりの変化
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大による変化

■テーマ別プロジェクトの体系

■ハード事業、◎ソフト事業

目標	テーマ別プロジェクト	個別プロジェクト (基本的な方向性)	想定される主な施策
社会動態	1. ガーデンシティのブランド力を高めるプロジェクト 関連するSDGs  関連するまちづくり基本方針 方針4 方針5	(1) 豊かな自然環境を活かした花と緑の空間づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■3 駅周辺の活性化・生活利便機能のコンパクト化 ■3 駅周辺部における多様な住環境の整備(公園・歩行空間等) ■公共交通や自転車活用推進計画による地域間の連携 ■花のヴィレッジ構想の推進(花の拠点多機能化、かわまち事業等) ■都市公園と街路を活用した花の軸の形成(恵庭 IC 周辺、駅前通り等) ■居心地の良い歩行者空間や公園機能の整備・拡充(ふるさと公園 P-PFI、すみれ公園等) ■幹線道路や公園を活用した花壇・緑地の整備 ■魅力ある公園緑地・レクリエーション機能の整備・拡充 ■環境配慮型住宅地の誘導 ◎地域や近隣市町村と連携した大規模イベント(全国都市緑化フェア、サイクルフェスタ等) ◎恵庭溪谷等の活用(紅葉バスツアー等) ◎観光振興計画の推進 ◎街路樹管理指針の活用(街路樹の適正管理・活用) ◎恵庭・花とくらし展、えにわマルシェ等の開催推進
		(2) 田園・農業環境と調和したレクリエーションの場づくり	
	2. ガーデンシティライフを実現する職住環境創出プロジェクト 関連するSDGs  関連するまちづくり基本方針 方針2 方針3	(1) ライフステージに合わせた住宅地の整備	
		(2) 移住定住につながる働く環境の整備	
		(3) 企業立地しやすい環境の整備	
	3. 賑わいと交流のあるコンパクトシティ推進プロジェクト 関連するSDGs  関連するまちづくり基本方針 方針1 方針6	(1) 心身の健康を支える生活・環境の整備	
(2) 歩いて暮らせるコンパクトシティの形成			
社会増 転入人口増加	社会減対応 雇用環境の充実 定住率増加	自然減対応 健康増進 ・長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ■職住近接の住宅団地整備 ■低利用地・集合住宅跡地の利用促進 ■柏陽地区土地利用再編 ■西島松地区の宅地開発 ■サテライトオフィスやリモートワーク型タウンの検討(情報通信インフラの拡充等) ■田園環境や交通アクセスの良さを活用した土地利用の検討 ■札幌恵庭自転車道の整備 ◎住宅政策・土地政策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・低利用地・集合住宅跡地の利用促進と住み替えなど、住宅・土地流動化の誘導や働きかけ ・恵庭市居住を誘導する民間空き家等の活用 ◎工業用地の調査検討 ◎起業・創業の支援(相談窓口、マッチング等) ◎移住者の就労先事業者への支援の検討 ◎サテライトオフィスやリモートワーク等の検討(サテライトオフィス可能性調査、恵庭型サテライトオフィスの設置、業務系企業の誘致) ◎自転車活用推進計画の策定(情報通信機能を活用した案内・誘導(マップ、ルート)の促進等)

ガーデンシティの確立(恵庭市の都市ブランド)

自転車交通実態調査（概要）

1. 目的

近年、自転車利用者の交通マナーの低下が顕著となり、市民等から自転車利用者に対する苦情が寄せられるなど、自転車利用者に対する交通ルールの理解等が課題となっている。

本調査は、自転車に関する基礎的な交通ルールの知識・理解や交通マナーの実態等を把握するため、市内で自転車利用者が多い高校生を対象とし自転車交通実態調査を行う。また、調査結果については、自転車マナー啓発の基礎資料として活用する。

2. 実施期間

新入学や新年度から4か月が経過し、また気が緩みがちな夏休み明けの8月の週を調査期間と定める。

調査時間については、各高校の下校開始時刻から1時間とする。

3. 調査地点

市内2箇所～①恵庭北高等学校からJR恵み野駅間の団地環状通り、セコマ付近

②恵庭南高等学校からJR恵庭駅間の恵庭駅通り、旧自衛隊官舎付近

4. 調査方法

- ・各調査地点に1名配置し、防犯車等の車内から調査する。
- ・高校生を対象に、指定された調査地点を通行する自転車の通行状況、台数を調査する。

自転車シミュレーターを利用した交通安全講習（概要）

1. 目的

自転車は手軽で、利便性が高く、健康増進にも効果的であり、通勤や通学等、都市生活には欠かすことができない交通手段です。また、子どもから高齢者まで幅広く利用し、昨今のコロナ禍においては、密を避け環境に配慮した移動手段として利用者が増加しています。

しかし、手軽で便利であるが故にルールを無視した危険な運転による交通事故も発生しており、幅広い世代に向けた自転車の安全な乗り方や交通ルール・マナーを普及していく交通安全対策が必要となっています。

そのため、一人一人が交通ルールを守り、安全で快適な生活を送られるよう、自身の運転技術や走行中に潜む危険について認識していただき、交通安全意識の向上を図ることを目的として実施します。

2. 実施日程

日程：令和3年7月19日（月）

場所：えにあす駐車場

（えにあす玄関にて受付後、シミュレーター搭載車両を駐車している車両に誘導する。）

定員：計40名

申込：電話・窓口での事前申込（当日の受付も可とする）

3. 実施内容

JA共済が所有する自転車シミュレーター搭載車両「すまいる号」を利用した安全運転診断を行う。

※事故を起こしやすい場面を再現し、約6～10分で運転診断と安全運転のアドバイスが受けられる内容。

4. 対象者

全世代の自転車を使用する方

5. 周知方法

- ・広報えにわ、市HPへの掲載
- ・交通安全指導員、主任普及員、老人クラブ推進員への郵送
- ・市内各高校へ通知
- ・町内会回覧

「札幌恵庭自転車道ルート検討見直し」

◎自転車活用推進計画での位置づけ

目標 1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

施策 1. 自転車通行空間の計画的な整備推進

①自転車ネットワーク計画の策定

1. 道道札幌恵庭自転車道の現計画について

・「札幌恵庭自転車道線 恵庭工区 延伸ルート検討 提言書」(平成 22 年 12 月)より

(1) 現計画ルート案設定に至る経緯

①検討委員会開催経緯

- ・H22.3.24～第一回検討会開催
- ・H22.12.20～第 7 回開催～提言書

②提言ルート設定のおもな考え方等

- ・川と緑のまち恵庭らしさを感じられる
～良好な景観、鮭の遡上が見られる自然空間
- ・観光拠点「道と川の駅」を經由
- ・3 つの市街をつなぐ～漁川左岸側へのコース設定

③整備方針

- ・「誰もが安全安心できる」、「自転車道によるネットワークと健康増進に寄与する」、
「まちづくりにつながる」

2. ルート検討見直しについて

(1) 見直しに至る経緯

①現計画ルート案の着手時における諸課題の発生

- ・用地補償や支障物件等の発生、それらに伴う事業費の増大
- ・用地協議や代替えルート設定時等における地権者協議の不調
- ・車道本線未舗装区間における自転車道先行整備の問題
- ・道路と民地との著しい地盤高低差など、技術的物理的な問題

3. 新ルート案検討設定

(1) 新ルート案検討の考え方

①提言書のルート設定趣旨の反映

- ・川と緑のまち恵庭らしさを感じられる
- ・良好な景観、鮭の遡上が見られる自然空間
- ・観光拠点「道と川の駅」を經由
- ・漁川左岸側へのコース設定

②前述した諸課題への技術的対応方針

- ・可能な限り現道路用地幅員内での整備に努め、用地補償等を最小限にとどめる
- ・恵庭市らしい起伏の少ない平坦性の確保された路線の検討
- ・車道本線舗装済路線や歩道整備済路線の改修等による整備

③関連他計画や既存施設等との連携、活用

- ・他省庁の関連事業との連携、路線との重複化

→ 石狩川流域サイクリングマップ

- ・国有林、防風林、沿道緑地帯、公園、用水路、河川敷地ほか公共的用地の活用・占用

④自転車道幅員の考え方

- ・道路構造令を準用

→ ◎自転車歩行車道～4～3m以上

◎自転車道 ～ 2m以上（縮小1.5m）

◎自転車専用道～ 3m以上（縮小2.5m）

◎自転車歩行者専用道～4m以上

- ・関連法令等による自転車道幅員等の通達（別紙①）

- ・地域の現状や既存道路を利活用し、部分的道路改良や標識等による幅員の適用（別紙②）

(2) 新ルート案設定

①新ルート案検討区間の設定（別紙③）

- ・検討区間は、未着工区間のうち、道道江別恵庭線と南 18 号交差点から、令和 2 年度着工起点である道道島松千歳線と漁川交差点まで

②数ルート案設定（別紙③ 参照）

A案 南 18 号～漁川 ①②③④⑤⑥

B案 南 18 号～西 7 線～南 19 号～漁川 ①⑦⑧⑨⑩⑥

C案 南 18 号～西 6 線～南 19 号～漁川 ①②⑪⑨⑩⑥

D案 南 18 号～柏木川～南 19 号～漁川 ①②③⑫⑨⑩⑥

E案 南 18 号～西 5 線～南 19 号～漁川 ①②③⑬⑩⑥

③各ルートの現況、検討・評価

- ・各ルートの車道状況、歩道の有無、現車道位置、支障物件、境界石等を現地、目視にて調査
- ・それら現地調査ほか資料等にもとづき、自転車道の整備用地確保の検討を行う

区間	用地幅W	歩道有無、幅員W	支障物件等	現状幅員内での整備の検討
①	18.18	無	無	
②		L側有 1.5m	無	
③		両側有 1.5m	R側有	漁川に近づくとつれ現道と民地の高低差有
④		L側有 1.5m	無	
⑤	漁川高水敷地	—	無	高水敷を利用
⑥		—	無	高水敷を利用
⑦	14.54	L側有 2.5m	無	
⑧	18.0	両側有 4.5m	無	
⑨	18~14.54	両側有 4.5~2.25m	無	
⑩	14.54	無	無	車道未舗装、現道と民地に高低差
⑪	18.18(25?)	両側有 1.5m	無	
⑫	柏木川敷地	右岸	無(水管橋有)	河川管理用通路 W=3.0m(?)
⑬	14.54(?)	L側 2.0m R側 2.5m	R側建物有	



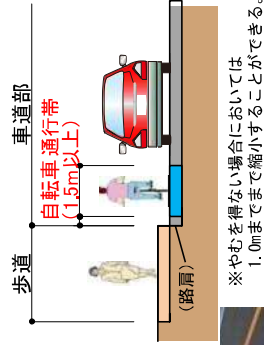
背景・必要性

- 過去10年間で、交通事故件数全体が約4割減少する中、自転車対歩行者の事故件数は約1割の減少にとどまっており、歩行者・自転車・自動車・自動車が適切に分離された自転車通行空間の整備が重要。
- 用地上の制約から、自転車道の整備は全国的に進んでおらず、幅員がより狭くてすむ自転車専用通行帯（道交法に基づく通行区分の指定）について、道路構造令に新たに「自転車通行帯」として位置付け、自転車通行空間の整備を加速する必要がある。
- **4月25日施行済。**

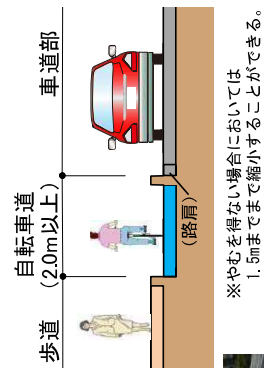
改正概要

- 歩行者・自動車から自転車の通行を分離する必要がある場合には、自転車通行帯を設置。
- ただし、自動車との関係で自転車の安全性を確保する必要がある設計速度60km/hの道路には、引き続き、車道との間を工作物により分離した自転車道を設置。

【自転車通行帯】(新たに規定)



【自転車道】

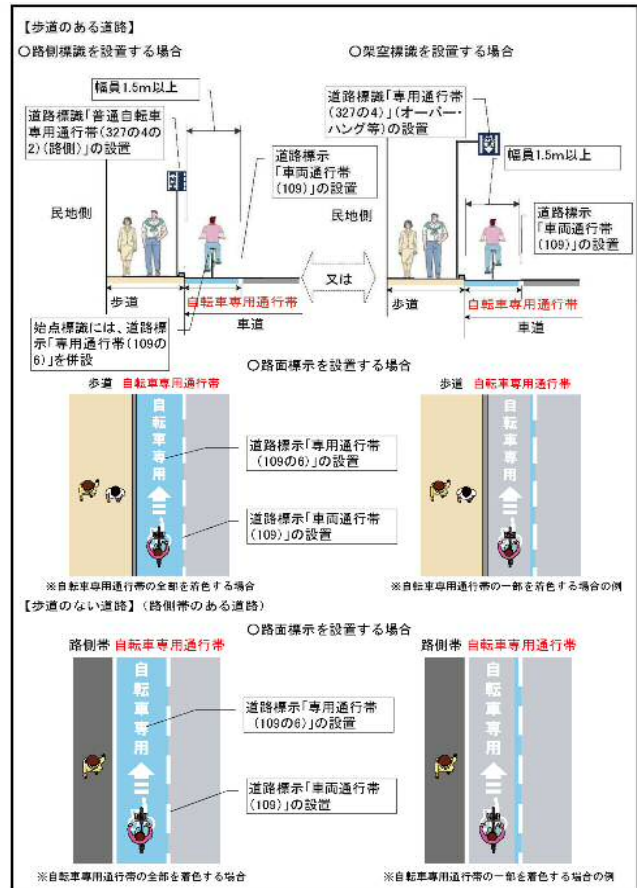
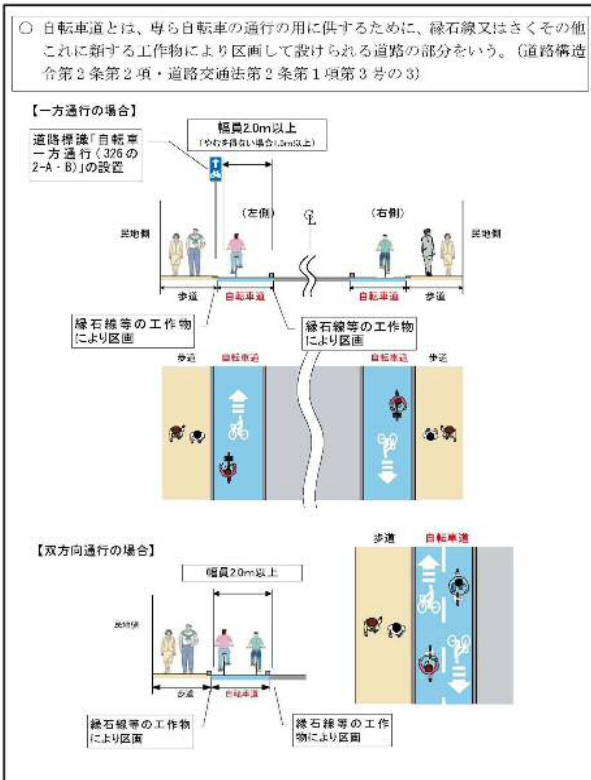


効果

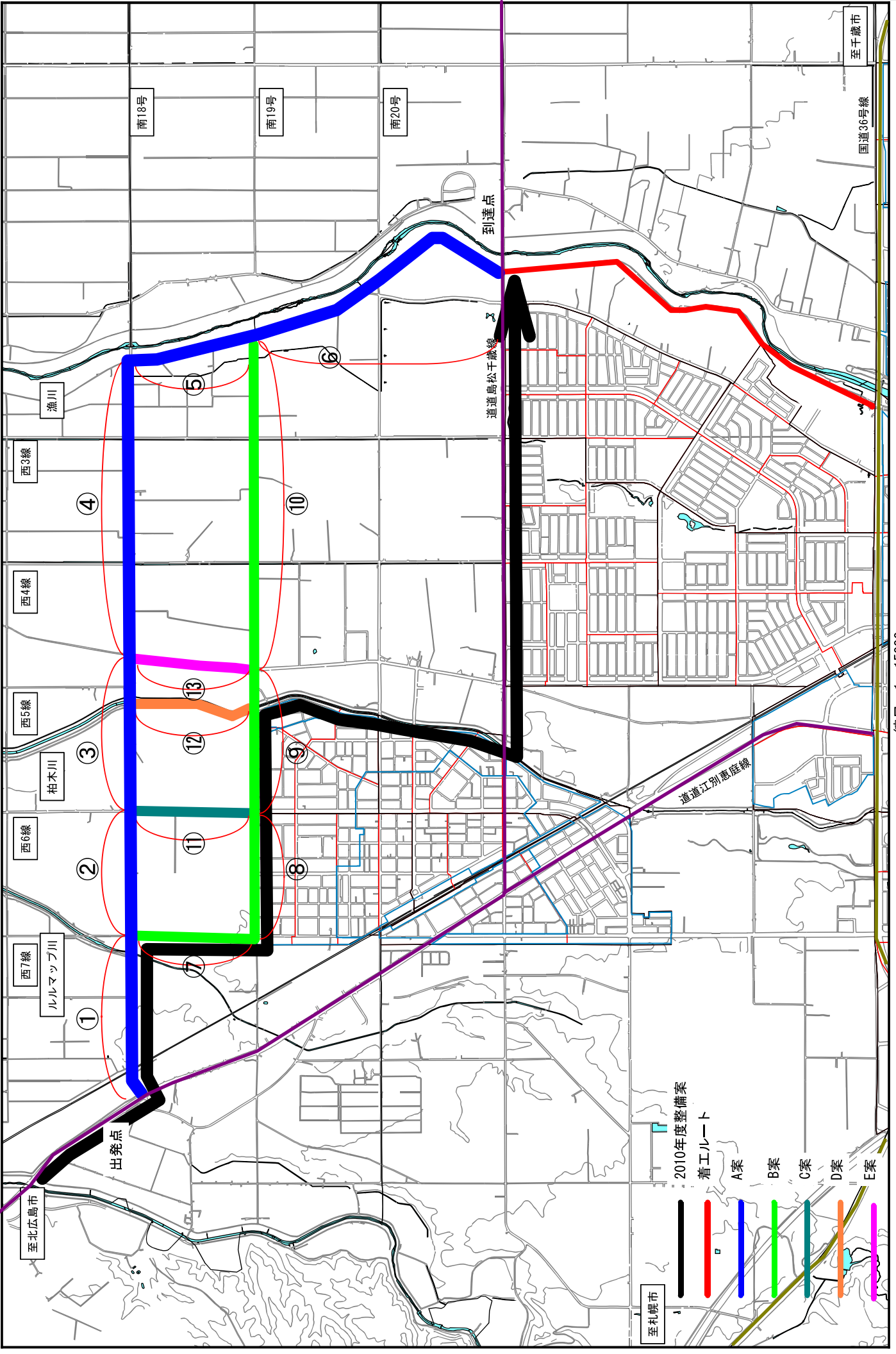
- 用地確保の観点から自転車道の整備が困難であった道路においても自転車通行空間の整備の可能性が拡大。

道路構造令

整備形態	幅員	横断勾配	縦断勾配
自転車道 道路構造令 第 10 条	2.0m 以上 (やむを得ない場合は 1.5m 以上)	2%を標準	5%以下
自転車歩行者道 道路構造令 第 10 条の 2	歩行者の交通が多い道路：4.0m 以上その他の道路：3.0m 以上	2%を標準 (道路の移動円滑化整備ガイドラインによると 1% 以下)	5%未満 (やむを得ない場合は 8%未満)
自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路 道路構造令 第 39 条	自転車専用道路：3.0m 以上 (やむを得ない場合は 2.5m 以上) 自転車歩行者専用道路：4.0m 以上	自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるもの	自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるもの



copyright (C) 2013 ZENRIN CO., LTD. (ライセンス番号: 2013001556)



至札幌市
 2010年度整備案
 着工ルート
 A案
 B案
 C案
 D案
 E案
 至北広島市
 出発点
 到達点
 道道島松千歳線
 道道江別恵庭線
 西1線
 西2線
 西3線
 西4線
 西5線
 西6線
 西7線
 ルルマップ川
 柏木川
 漁川
 南18号
 南19号
 南20号
 国道36号線
 至千歳市

縮尺 1 : 15000
100 200 300 400 500 600 700 800



作成 2022年◎月

編集・発行

恵庭市企画振興部まちづくり拠点整備室まちづくり推進課

〒061-1498 恵庭市京町1番地

電話 0123-33-3131

F a x 0123-33-3137

e-mail machi@city.eniwa.hokkaido.jp

